

平成 29 年 7 月

大気・水質等 常時監視結果 (平成28年度)

兵庫県農政環境部環境管理局

環境基本法第 16 条に基づき「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、大気・水質・騒音等についての環境基準が定められています。

県及び国・市は、県内の環境の状況を把握するとともに、この環境基準の達成状況を確認するため、大気汚染防止法等関係法令に基づき、大気、水質、騒音等の常時監視を実施しています。

本書は、平成 28 年度における大気常時監視測定結果及び水質常時監視測定結果並びに自動車・航空機騒音等の測定結果等を取りまとめたものです。

なお、データは資料編に添付しますので、本編とあわせてご活用ください。

○平成 28 年度の測定地点数

- (1) 大気 一般環境大気測定局 59 局 自動車排出ガス測定局 32 局
有害大気汚染物質 7 地点
- (2) 自動車騒音 19 地点
- (3) 航空機騒音 11 局
- (4) 新幹線鉄道騒音 9 地点
- (5) 公共用水域 河川 39 水域、海域 26 水域、湖沼 1 水域
- (6) 地下水 概況調査 102 地点
継続監視調査（汚染地区調査） 96 地区
- (7) ダイオキシン類 大気 2 地点、水質及び底質 4 地点

(本編)

< 目 次 >

第 1	大気汚染の状況	
1	一般環境	
(1)	二酸化硫黄	1
(2)	二酸化窒素	1
(3)	浮遊粒子状物質	1
(4)	微小粒子状物質	1
2	自動車排出ガス	
(1)	二酸化窒素	2
(2)	浮遊粒子状物質	2
(3)	一酸化炭素	2
(4)	微小粒子状物質	2
(5)	自動車 NOx・PM 法対策地域の状況	3
3	光化学オキシダント	4
4	有害大気汚染物質	4
5	アスベスト	5
6	酸性雨	5
7	微小粒子状物質成分分析	5
第 2	騒音・振動の状況	
1	自動車騒音	6
2	航空機騒音	6
3	新幹線鉄道騒音、振動	7
第 3	水質汚濁の状況	
1	公共用水域	7
2	地下水	9
第 4	ダイオキシン類に関する環境の状況	
1	大気	10
2	水質及び底質	11

第1 大気汚染の状況

1 一般環境 (表1)

(1) 二酸化硫黄

一般環境大気測定局 (以下「一般局」という。) 37局で測定を行い、昭和54年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.001ppmであり、近年低濃度で安定している。(図1-2)

(2) 二酸化窒素

一般局56局で測定を行い、平成11年度以降、全局で環境基準を達成している。(図1-1)

また、年平均値の全局平均値は、0.011ppmであり、平成8年度以降、減少傾向にある。(図1-2)

(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

一般局56局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。(図1-1)

また、年平均値の全局平均値は、0.017mg/m³である。(図1-2)

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

一般局41局で測定を行い、38局で環境基準を達成している (平成27年度は全41局中、28局で達成)。

また、年平均値の全局平均値は11.9μg/m³である。なお、注意喚起情報の発信はなかった。

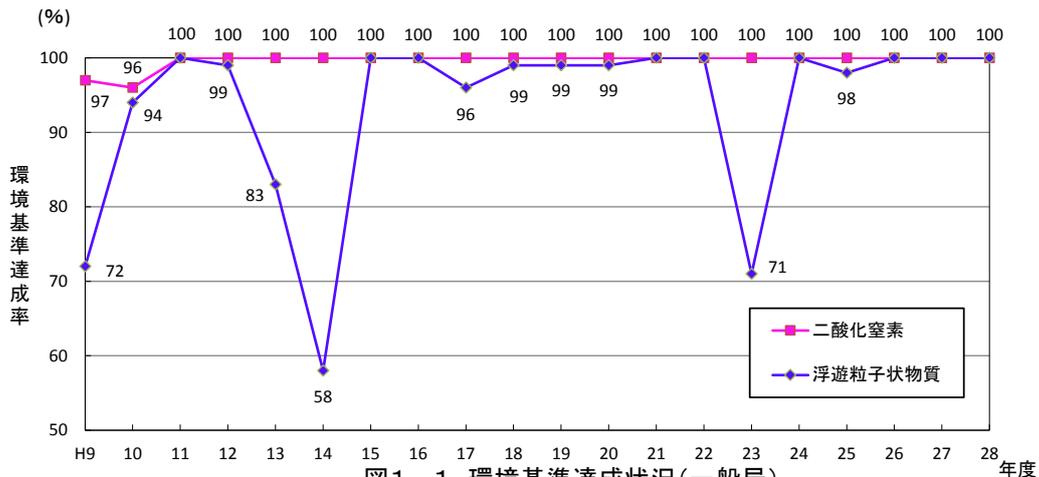


図1-1 環境基準達成状況(一般局)

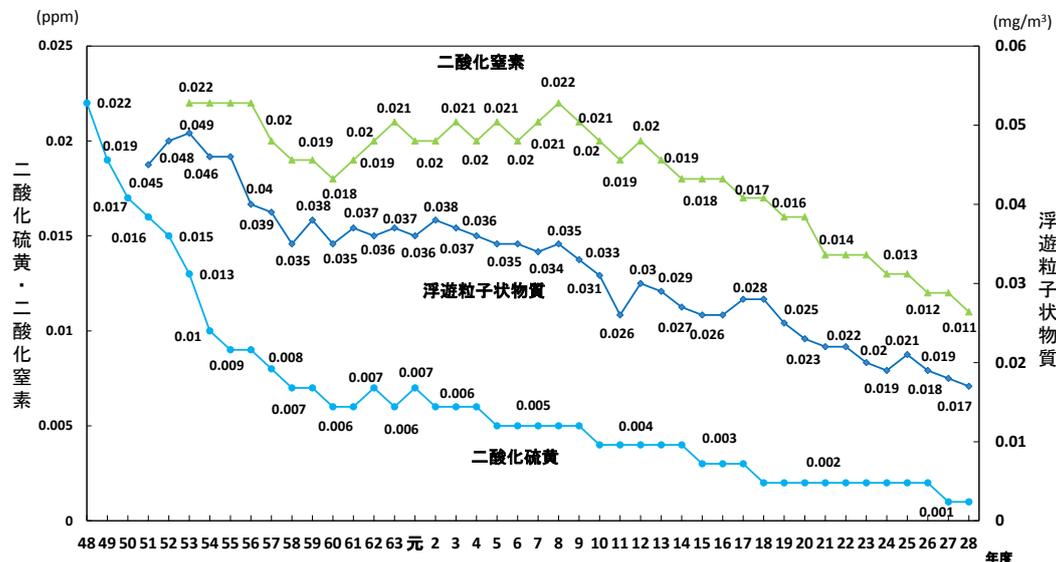


図1-2 一般環境大気汚染の状況

2 自動車排出ガス

(1) 二酸化窒素 (表2)

自動車排出ガス測定局 (以下「自排局」という。) 31 局で測定を行い、平成 22 年度以降、全局で環境基準を達成している。(図2-1)

また、年平均値の全局平均値は、0.017ppm であり、平成8年度以降、減少傾向にある。(図2-2)

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

自排局 28 局で測定を行い、全局で環境基準を達成している。(図2-1)

また、年平均値の全局平均値は、0.018mg/m³である。(図2-2)

(3) 一酸化炭素

自排局 24 局で測定を行い、昭和51年度以降、全局で環境基準を達成している。

また、年平均値の全局平均値は、0.4ppm であり、減少傾向にある。(図2-2)

(4) 微小粒子状物質 (PM2.5)

自排局 23 局で測定を行い、22 局で環境基準を達成している (平成27年度は全22局中、9局で達成)。

また、年平均値の全局平均値は12.7μg/m³である。

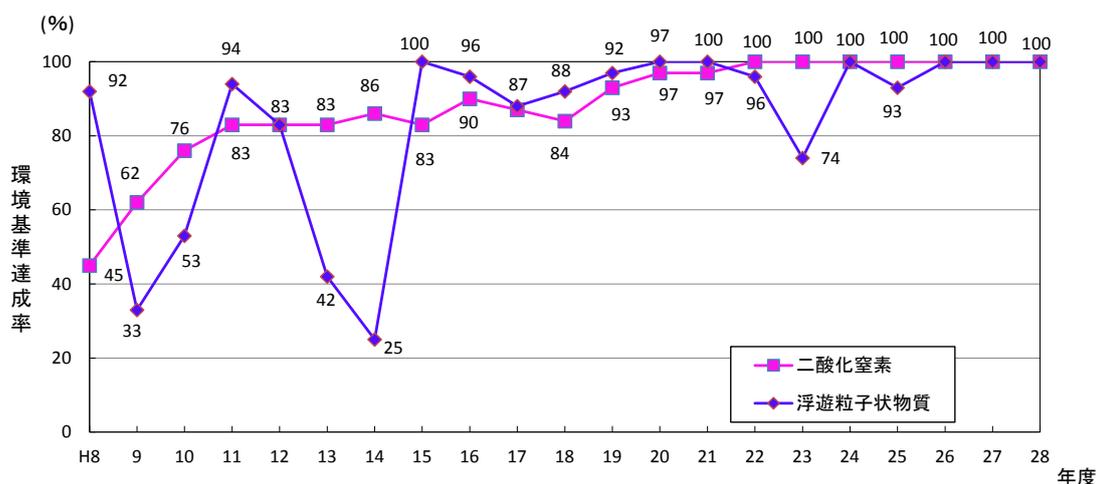


図2-1 環境基準達成状況(自排局)

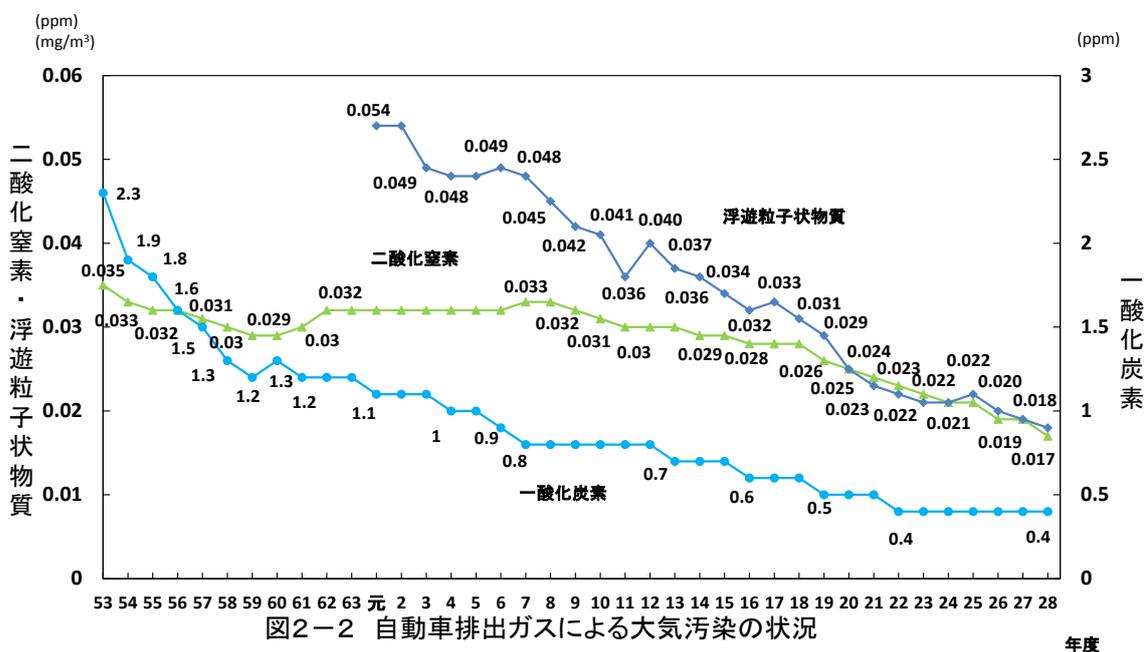


図2-2 自動車排出ガスによる大気汚染の状況

(5) 自動車 NO_x・PM 法対策地域の状況

自動車の交通が集中している地域で、環境基準の確保が困難であると認められる地域として、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）対策地域*¹が指定されて、自動車排出ガス対策の強化が図られている。しかし、対策地域外からの流入車両には自動車 NO_x・PM 法が適用されないことから、本県では「環境の保全と創造に関する条例」（平成 16 年 10 月改正施行）に基づき、阪神東南部地域*²において、ディーゼル自動車等運行規制を実施している。

運行規制の開始以降、阪神東南部地域内の自動車排出ガス測定局における年平均値は、改善傾向がみられる。（図 3）

*1：自動車 NO_x・PM 法対策地域・・・神戸市、姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町及び旧安富町を除く）、
 尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、
 川西市、播磨町、太子町

*2：阪神東南部地域・・・神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市

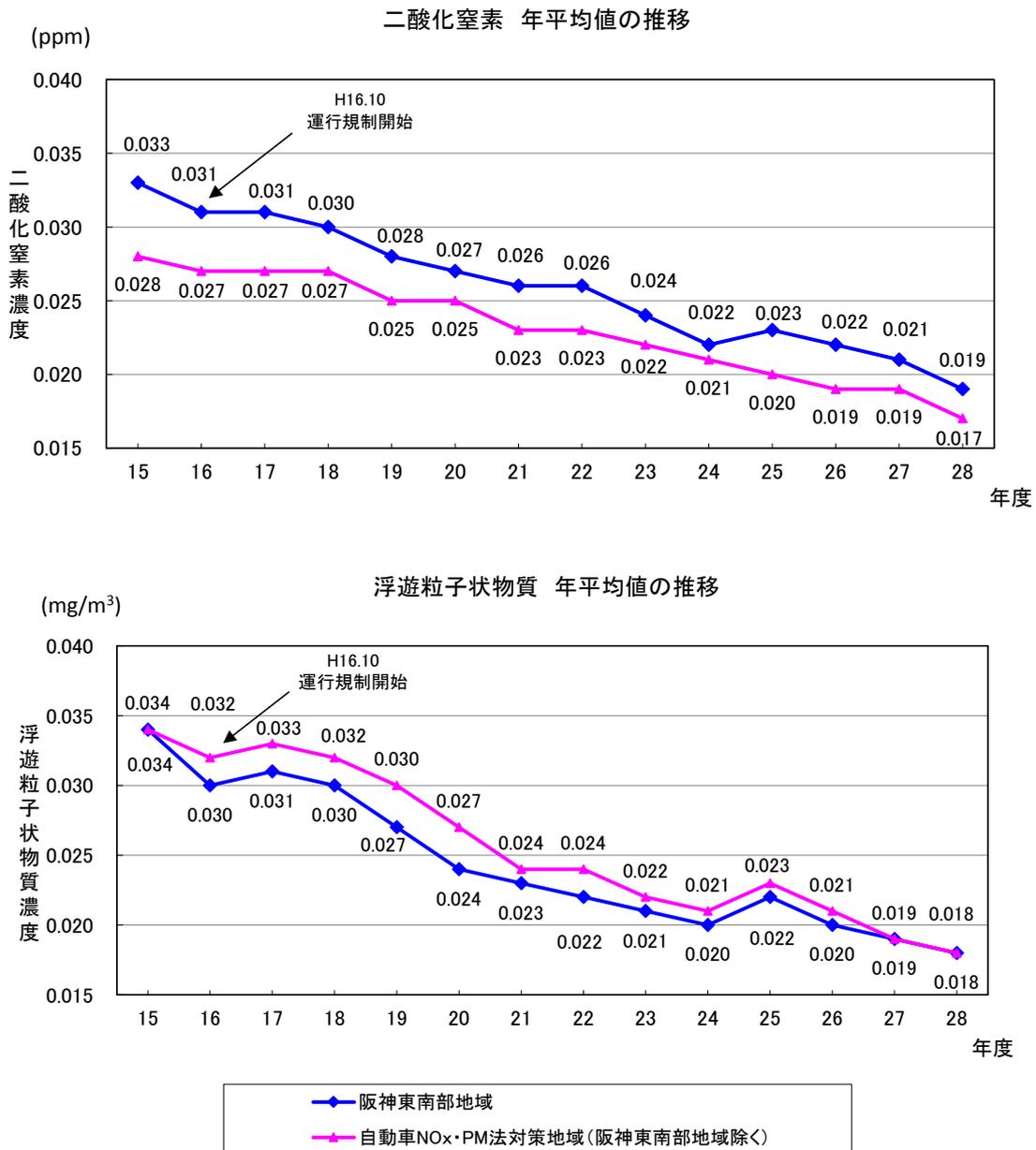


図 3 自動車 NO_x・PM 法対策地域の状況

3 光化学オキシダント (表3、4)

一般局52局で測定を行い、全局で環境基準非達成である(平成27年度は全52局で非達成)。また、全局の昼間の日最高1時間値の年平均値は0.048ppmである。(図4)

平成28年度の光化学スモッグ注意報の発令日数は1日であった(平成27年度は2日)。(図4)

なお、光化学スモッグによる被害届はなかった。

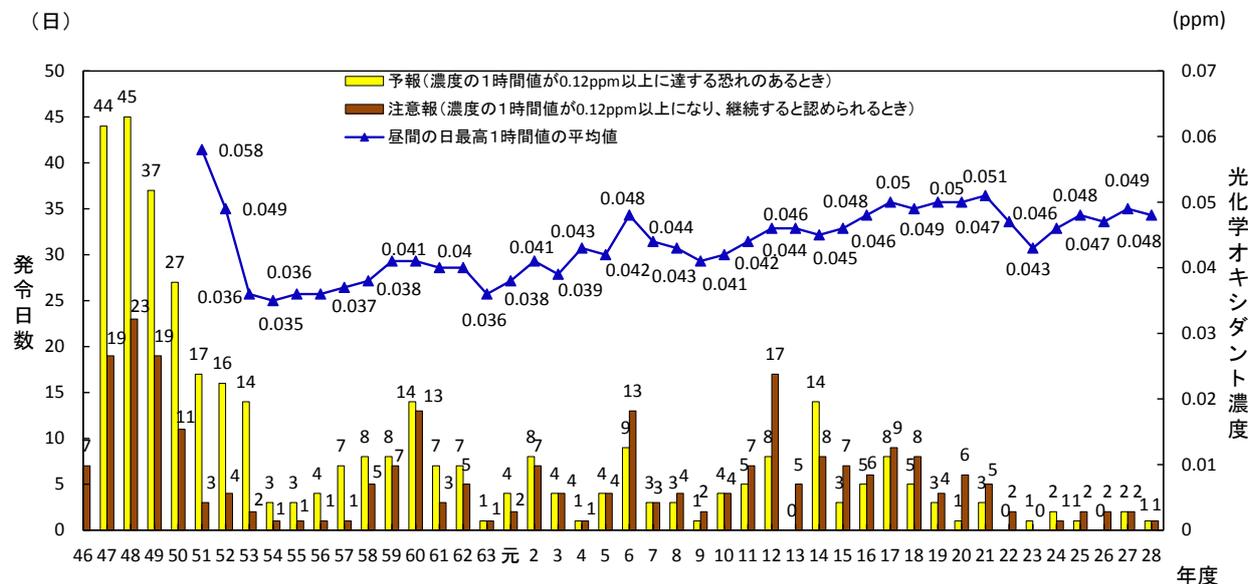


図4 光化学オキシダント濃度の推移・光化学スモッグ注意報等発令日数

4 有害大気汚染物質 (表5)

7地点で21物質について測定を行った。このうち環境基準が設定されている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン)は、すべて全地点で環境基準を達成している。

なお、4物質の年平均値の全地点中央値は、近年ほぼ横ばいの状況にある。(図5)

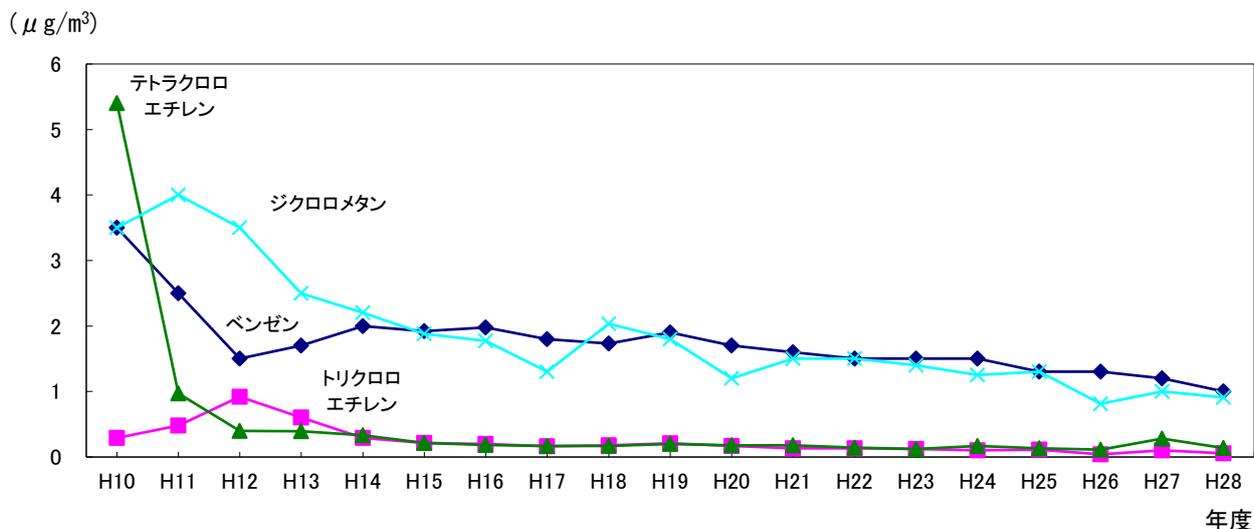


図5 有害大気汚染物質濃度の推移

5 アスベスト（表6）

一般環境7地点及び道路沿道1地点においてアスベスト濃度のモニタリングを実施した結果、総繊維数濃度で0.091~0.45本/Lであり、全国の測定結果と比較して、ほぼ同様であった。

※ アスベストモニタリングマニュアル（環境省）が改訂されたため、H22からは総繊維数を測定（H21までは、アスベスト繊維数を測定（総繊維数>アスベスト繊維数））

6 酸性雨（表7）

神戸、豊岡における雨水のpHの年平均値はそれぞれ4.8及び4.7であり、近年、ほぼ横ばいの傾向にある。（図6）

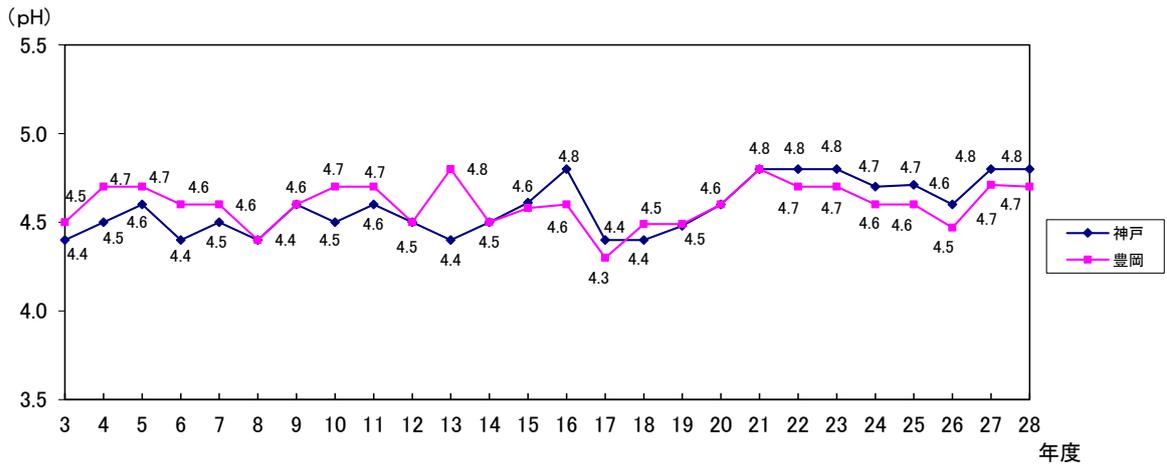


図6 雨水のpHの推移

7 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

一般環境6地点及び道路沿道5地点において、微小粒子状物質（PM2.5）成分分析を実施した結果、硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）、有機炭素（OC）の占める割合が高かった。（図7）

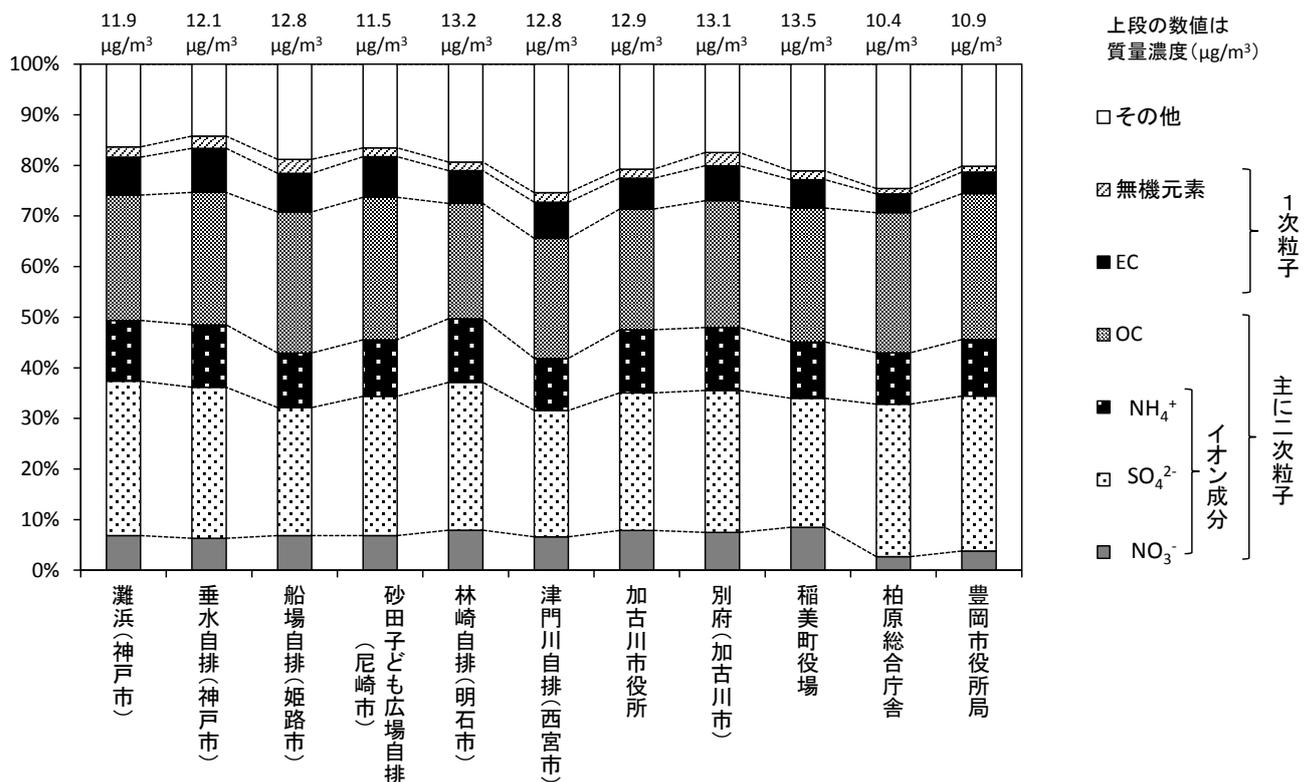


図7 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

第2 騒音・振動の状況

1 自動車騒音（表8）

常時監視16地点では、13地点において全時間帯（昼・夜）で環境基準を達成している（平成27年度は18地点中16地点で環境基準を達成）。なお、全時間帯で環境基準を超過している地点は、国道179号（太子町）と国道312号（神河町）の2地点である。

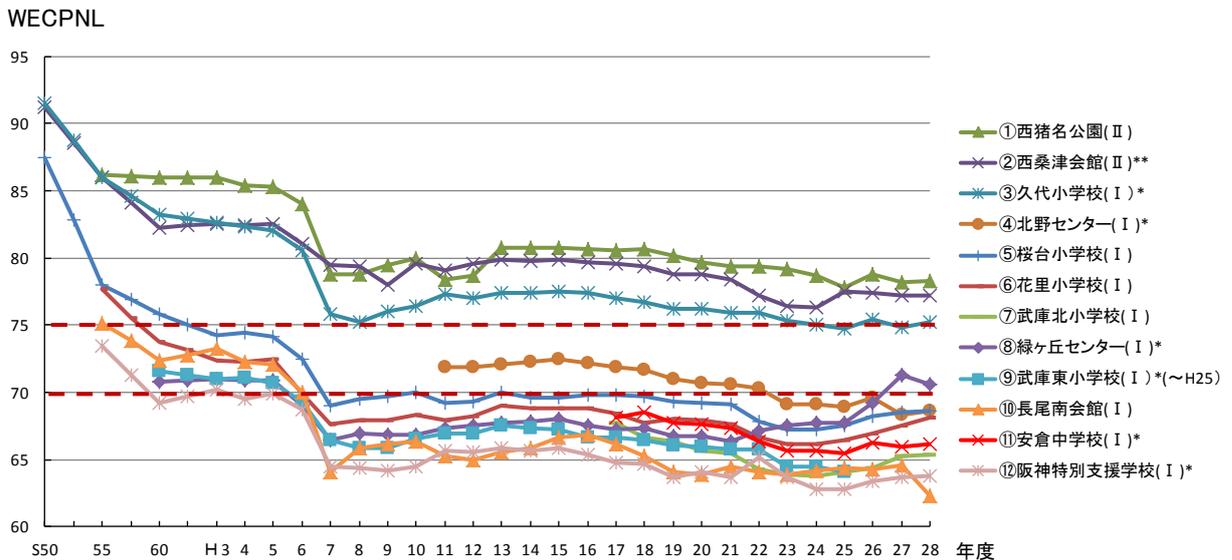
常時監視以外の3地点では、全時間帯で環境基準を達成している。

2 航空機騒音

(1) 大阪国際空港（表9）

専ら住居の用に供される地域（Ⅰ類型）では、測定局9局中7局で環境基準を達成しており（平成27年度は、9局中7局で達成）、通常の生活を保全する必要がある地域（Ⅱ類型）では測定局2局中1局で環境基準を達成していた（平成27年度は、2局中1局で達成）。

過去のデータと比較するため、平成24年度以前の評価方法であるWECPNLの値で比較すると、大阪国際空港周辺の航空機騒音は、近年ほぼ横ばいで推移している。（図8）



(上図)WECPNLの推移

【WECPNL】

平成24年度までの
環境基準評価指標

Ⅰ類型 70 WECPNL
Ⅱ類型 75 WECPNL

(右図)Ldenの推移

【Lden】

平成25年度からの
環境基準評価指標

Ⅰ類型 57 dB
Ⅱ類型 62 dB

*の測定局は平成24年度まで国による測定で暦年単位。
平成25年度からは新関西国際空港(株)による測定で年度単位。
平成28年度からは関西エアポート(株)による測定で年度単位。
**の測定局は伊丹市による測定で暦年単位。

注:長尾南会館測定局は平成27年7月29日~平成28年6月30日欠測

Lden

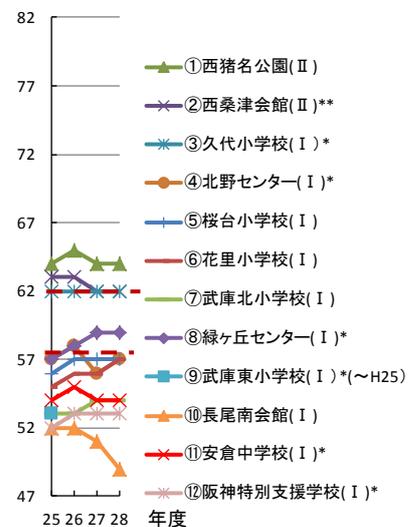


図8 大阪国際空港周辺の騒音の推移

(2) 関西国際空港（表 10）

関西国際空港の飛行経路の一部は、淡路島の上空を通過しているため、淡路市及び南あわじ市の3地点で航空機騒音の測定を行った。淡路市及び南あわじ市には、航空機騒音に係る環境基準は設定されていないが、すべての測定地点において、I類型（住居系地域）の環境基準（Lden 57dB）に比べ低い状況にある。

3 新幹線鉄道騒音、振動（表 11）

(1) 騒音

全9地点中6地点において、主として住居の用に供される地域（I類型）の環境基準を達成している（近接軌道中心から25mの地点において評価。平成27年度は全9地点（I類型）中6地点で達成）。

なお、環境基準が非達成である3地点については、住宅地域に対する暫定目標（75dB）を達成している。

(2) 振動

全9地点（騒音測定と同地点）において指針値（70dB）を下回っている（平成27年度は全9地点において指針値を下回った）。

第3 水質汚濁の状況

1 公共用水域（表 12）

(1) 健康項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は27項目設定されており、砒素、ふっ素を除く25項目で、全ての測定地点で環境基準を達成している。

砒素は、最明寺川^{さいみょうじ}の最明寺橋の1地点で、ふっ素は、有馬川^{なごさ}は2地点（長尾佐橋、明治橋）、船坂川^{ふねさか}は2地点（船坂橋、下田橋下流）、太多田川^{おた た}では2地点（蓬萊峡山荘前^{ほうらいきょう}、千都橋^{せん と}）、座頭谷川^{ざとう}では流末の1地点、仁川^{にがわ}で3地点（鷲林寺橋^{じゅうりんじ}、甲山橋、地すべり資料館横）の計10地点で基準値を超過している。いずれも地質による自然的な影響である。

なお、いずれの地点も、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。

(2) 生活環境項目（表 13）

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、公共用水域の利用目的ごとに類型が指定され、類型ごとに基準値が設定されている。

有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）（河川）及び化学的酸素要求量（COD）（海域及び湖沼）の環境基準達成状況をみると、平成28年度は、河川では39水域全て（環境基準達成率100%）で、海域では26水域中20水域（同77%）で環境基準を達成している。湖沼1水域では、環境基準を達成していない。

長期的には、河川では改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図9）

また、県内の瀬戸内海海域の全窒素及び全磷は、平成24年度以降9水域全てで、環境基準を継続して達成している。

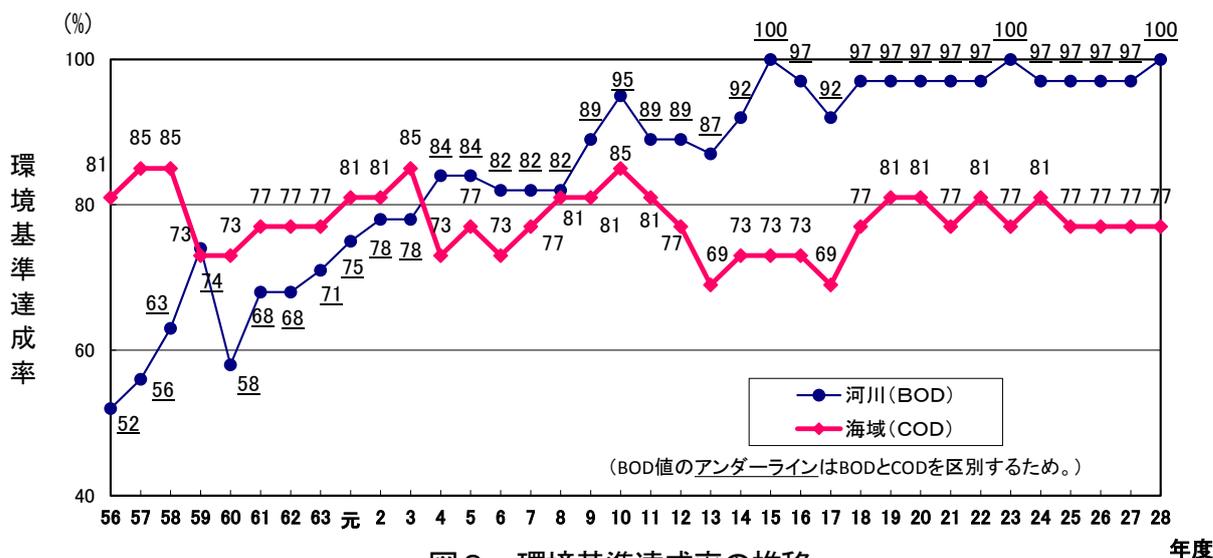


図9 環境基準達成率の推移

(注) 環境基準達成率 = $\frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$

① 河川 (BOD)

河川水質は、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア 阪神地域

11 水域全てで環境基準を達成している。

イ 播磨地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向である。

ウ 但馬地域

8 水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ 淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、ほぼ横ばいの傾向である。

② 海域 (COD)

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心に COD が環境基準非達成の状態にある。

ア 大阪湾

9 水域中 6 水域で環境基準を達成している。

イ 播磨灘 (播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む)

15 水域中 12 水域で環境基準を達成している。

ウ 日本海

2 水域全てで環境基準を達成している。

③ 海域（全窒素及び全磷）

全窒素及び全磷は全ての水域で環境基準を達成している。

ア 大阪湾

3 水域全てで環境基準を達成している。

イ 播磨灘（播磨北西部及び淡路島西部南部海域を含む）

6 水域全てで環境基準を達成している。

窒素及び磷は、一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要であるとされているが、II 類型指定水域の県内 4 水域では、窒素濃度は低下傾向であり、平成 25 年度以降、I 類型の環境基準値以下となっている。（図 10）

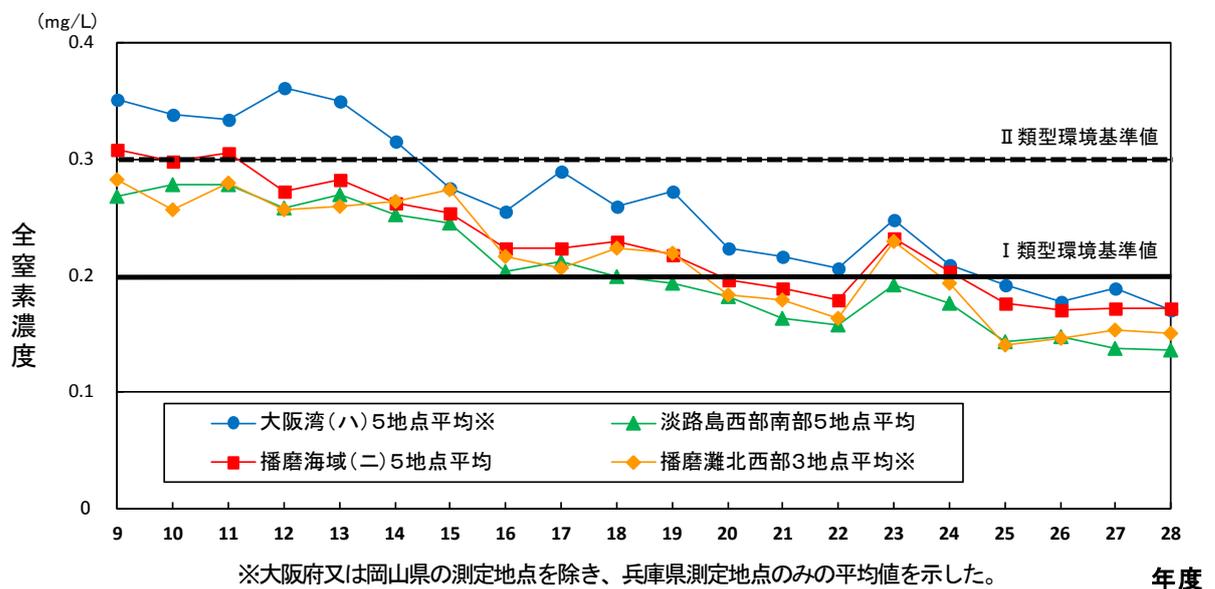


図 10 II 類型指定水域別全窒素濃度の推移

④ 湖沼(COD 及び全磷)

千苅水源池の COD は、環境基準非達成である。全磷は、環境基準及び暫定目標値を非達成である。

2 地下水（表 14）

(1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、102 地点で調査を行い、97 地点で環境基準を達成した（環境基準達成率 95%）。

新たに環境基準を超過した地点は、砒素で 2 地点（姫路市相野、姫路市飾磨区西浜町）、揮発性有機塩素化合物で 2 地点（神戸市中央区磯上通、加古川市尾上町長田）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素で 1 地点（洲本市五色町鮎原）である。

砒素の超過原因は地質の影響であると考えられる。揮発性有機塩素化合物の超過原因は、

神戸市内の地点は調査をしたものの、現在のところ原因の特定ができておらず、加古川市内の地点は過去に存在した事業場からの影響によるものと考えられる。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の原因は、上流の田畑での施肥が原因であると考えられる。既に飲用指導を行っており、健康影響が生じるおそれはない。以後、継続監視調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2) 継続監視調査（汚染地区調査）

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、平成28年度は21市5町の96地区132地点(786検体)で調査を行った。内訳は、鉛(13検体)、砒素(32検体)、揮発性有機塩素化合物(687検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(27検体)、ふっ素(24検体)、ほう素(3検体)である。

その結果、鉛4検体、砒素22検体、揮発性有機塩素化合物60検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素7検体、ふっ素19検体、ほう素2検体が環境基準を超過した。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。揮発性有機塩素化合物による汚染に対しては、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行っている。原因が究明できた地点は、原因者に対し、浄化対策指導等を行っている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染に対しては、原因が施肥等に起因すると考えられる地点が多くみられることから、施肥基準等に基づいた適正施肥の実施等の促進や、エコファーマー制度等の活用が図られるよう関係機関と協議している。

第4 ダイオキシン類に関する環境の状況

1 大気（表15）

2地点で測定を行い、すべての地点でダイオキシン類の大気環境基準（年平均0.6pg-TEQ/m³）を達成している。

また、全地点の平均値は0.0098pg-TEQ/m³で、近年、低濃度で推移している。（図11）

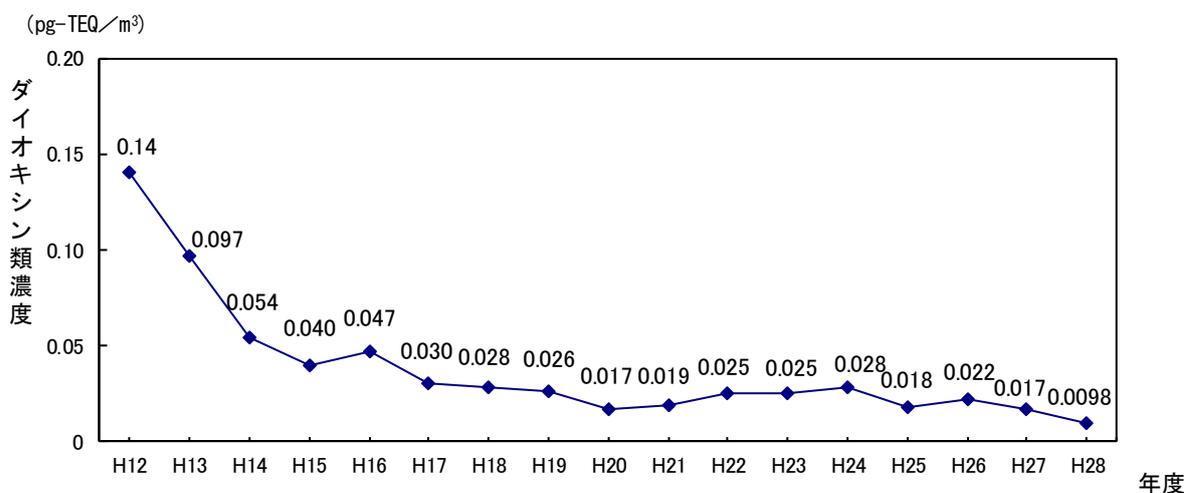


図11 ダイオキシン類の大気環境中濃度の推移

2 水質及び底質

(1) 水質 (表16、表17)

河川2地点及び海域2地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成している。

(2) 底質 (表16、表17)

河川2地点及び海域2地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の底質環境基準(150pg-TEQ/g)を達成している。

(資料編)

< 目 次 >

表 1	一般環境大気測定局の環境基準達成状況 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)	12
表 2	自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況 (二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質)	20
表 3	光化学オキシダントの環境基準達成状況	24
表 4	光化学スモッグ注意報等の年度別推移	26
表 5	有害大気汚染物質の調査結果	27
表 6	アスベスト一般環境等モニタリング結果	28
表 7	酸性雨自動測定機による監視結果	29
表 8	自動車騒音の測定結果	30
表 9	大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果	31
表 10	淡路島における航空騒音の測定結果	33
表 11	新幹線鉄道騒音・振動測定結果	34
表 12	河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況 (健康項目)	35
表 13	河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等 (生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素、全燐)	36
表 14	地下水質の状況	43
表 15	ダイオキシン類調査結果 (大気)	48
表 16	ダイオキシン類調査結果 (河川)	49
表 17	ダイオキシン類調査結果 (海域)	49
(参考)	環境基準等	50
	用語解説	65

表1 一般環境大気測定局の環境基準達成状況（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

(1) 二酸化硫黄

市 町	測 定 局	1時間値が0.10ppmを超えた時間数					日平均値が0.04ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年 平 均 値				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	中 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	南 部	0	(0)	(0)	0	0	0	(0)	(0)	0	0	0.006	(0.007)	(0.004)	0.005	0.004	0.002	(0.003)	(0.001)	0.002	0.001
西宮市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.007	0.005	0.005	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002
	鳴尾支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.006	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	瓦木公民館	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0.005	0.005	-	-	-	0.002	0.002	-	-	-
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
宝塚市	浜甲子園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.006	0.007	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	よりあいひろば	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.004	0.004	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
川西市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
神戸市	東 灘	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0.005	0.006	0.006	-	-	0.002	0.002	0.002	-	-
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	灘 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.009	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.004	0.004	0.002	0.002	0.002
	垂水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.009	0.006	0.006	0.005	0.004	0.005	0.002	0.002	0.002
明石市	港 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003
	二 見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	大久保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.005	0.005	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
播磨町	王 子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.007	0.008	0.007	0.007	0.006	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.007	0.005	0.005	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
加古川市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.006	0.004	0.004	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
	尾 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.008	0.007	0.005	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002
	別 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.008	0.008	0.010	0.007	0.007	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
	志方公民館	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0.004	0.004	0.004	-	-	0.001	0.001	0.001	-	-
	平 荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	1時間値が ≥ 0.10 ppmを超えた時間数					日平均値が ≥ 0.04 ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年 平 均 値				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
西脇市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001
姫路市	八 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
	広 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	飾 磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.004	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	白 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	御 国 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.005	0.005	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001
	網 干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	飾 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	香 寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
赤穂市	林 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000
	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.005	0.004	0.004	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
丹波市	柏 原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
豊岡市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
洲本市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
全測定局平均値																	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
																	[40局]	[39局]	[38局]	[37局]	[37局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が ≤ 0.04 ppm以下であり、かつ、日平均値が ≥ 0.04 ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
- 2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 3 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(2) 二酸化窒素

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	0.032	0.033	0.030	0.032	0.031	0.015	0.015	0.014	0.014	0.014
	中 部	0.038	0.040	0.034	0.037	0.033	0.019	0.020	0.016	0.017	0.015
	南 部	0.041	(0.036)	(0.036)	0.037	0.033	0.021	(0.021)	(0.018)	0.018	0.017
西宮市	市 役 所	0.040	0.040	0.036	0.038	0.032	0.018	0.018	0.017	0.018	0.015
	鳴尾支所	0.041	0.041	0.038	0.038	0.034	0.021	0.020	0.020	0.020	0.018
	瓦木公民館	0.039	0.043	0.036	(0.035)	0.032	0.018	0.019	0.018	(0.016)	0.015
	甲陵中学校	0.031	0.031	0.027	0.025	0.024	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010
	山口小学校	0.026	0.027	0.025	0.025	0.024	0.013	0.012	0.012	0.011	0.011
	浜甲子園	0.040	0.043	0.037	0.038	0.032	0.018	0.018	0.017	0.017	0.015
	朝日ヶ丘小学校	0.025	0.024	0.021	0.021	0.020	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
伊丹市	市 役 所	0.026	0.023	0.017	0.012	0.010	0.008	0.011	0.009	0.005	0.005
宝塚市	よりあいひろば	0.034	0.031	0.029	0.030	0.030	0.015	0.014	0.013	0.014	0.012
川西市	市 役 所	0.023	0.025	0.019	0.020	0.018	0.009	0.011	0.009	0.009	0.008
三田市	市 役 所	0.018	0.016	0.017	0.020	0.023	0.008	0.007	0.006	0.009	0.009
神戸市	東 灘	0.031	0.032	0.028	0.027	0.026	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
	六甲アイランド	0.041	0.042	0.037	0.038	0.034	0.019	0.019	0.018	0.018	0.016
	住吉南	0.046	0.048	0.042	0.040	0.037	0.022	0.021	0.021	0.020	0.018
	灘	0.031	0.031	0.029	0.027	0.025	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
	灘 浜	0.046	0.045	0.044	0.043	0.037	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020
	葺 合	0.026	0.026	0.024	—	—	0.010	0.010	0.009	—	—
	兵庫南部	0.039	(0.038)	0.037	0.036	0.029	0.017	(0.015)	0.016	0.016	0.015
	長 田	0.033	0.034	0.033	0.030	0.031	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013
	須 磨	0.043	0.042	0.040	0.037	0.033	0.021	0.020	0.019	0.019	0.017
	白 川 台	0.032	0.028	0.029	0.026	0.026	0.014	0.012	0.012	0.012	0.011
	垂 水	0.037	0.037	0.036	0.034	0.030	0.017	0.018	0.017	0.017	0.016
	西 神	0.023	0.024	0.022	0.019	(0.021)	0.009	0.009	0.008	0.007	(0.008)
	南 五 葉	0.021	0.020	0.021	0.020	0.017	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
	北 神	0.024	0.026	0.024	0.022	0.023	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009
港 島	0.042	0.045	0.038	0.035	0.033	0.018	0.018	0.017	0.017	0.016	
押 部 谷	0.021	0.019	(0.019)	—	—	0.009	0.008	(0.007)	—	—	
明石市	二 見	0.030	0.036	0.032	0.032	0.025	0.014	0.013	0.012	0.014	0.012
	大 久 保	0.035	0.052	0.034	0.031	0.028	0.017	0.018	0.012	0.016	0.013
	王 子	0.035	0.038	0.033	0.032	0.029	0.016	0.017	0.015	0.016	0.014
稲美町	町 役 場	0.025	0.027	0.024	0.024	0.021	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009
播磨町	町 役 場	0.029	0.032	0.029	0.030	0.028	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013
加古川市	市 役 所	0.028	0.030	0.027	0.026	0.022	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011
	尾 上	0.029	0.032	0.029	0.027	0.025	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013
	別 府	0.030	0.037	0.032	0.028	0.026	0.015	0.015	0.014	0.014	0.014

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
加古川市	東 神 吉	0.025	0.028	0.023	0.020	0.019	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009
	志方公民館	0.021	0.024	0.020	0.019	0.017	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
	平 荘	0.021	0.023	0.019	0.017	0.015	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007
高砂市	市 役 所	0.028	0.032	0.029	0.026	0.023	0.013	0.013	0.013	0.012	0.011
西脇市	市 役 所	0.015	0.018	0.014	0.013	0.013	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006
姫路市	八 代	0.024	0.025	0.023	0.021	0.020	0.011	0.011	0.010	0.010	0.009
	広 畑	0.027	0.030	0.028	0.027	0.023	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012
	飾 磨	0.030	0.031	0.030	0.027	0.022	0.015	0.015	0.014	0.013	0.012
	白 浜	0.026	0.030	0.027	0.025	0.022	0.011	0.012	0.011	0.011	0.010
	御 国 野	0.024	0.028	0.023	0.022	0.018	0.012	0.012	0.010	0.010	0.008
	網 干	0.023	0.024	0.023	0.021	0.019	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009
	飾 西	0.020	0.021	0.018	0.018	0.016	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008
	香 寺	0.016	0.018	0.015	0.014	0.014	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
林 田	0.015	0.013	0.014	0.013	0.011	0.007	0.005	0.006	0.005	0.005	
太子町	町 役 場	0.021	0.025	0.023	0.030	0.023	0.012	0.012	0.012	0.014	0.012
たつの市	市 役 所	0.016	0.017	0.016	0.016	0.015	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
相生市	市 役 所	0.026	0.027	0.025	0.024	0.020	0.013	0.013	0.013	0.012	0.011
赤穂市	市 役 所	0.022	0.023	0.021	0.019	0.018	0.010	0.010	0.010	0.009	0.008
丹波市	柏 原	0.010	0.011	0.010	0.010	0.009	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
豊岡市	市 役 所	0.017	0.013	0.012	0.011	0.010	0.007	0.006	0.005	0.004	0.004
洲本市	市 役 所	0.026	0.025	0.021	0.021	0.020	0.010	0.009	0.008	0.009	0.008
全測定局平均値							0.013 [59局]	0.013 [57局]	0.012 [57局]	0.012 [56局]	0.011 [56局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。」をいう。
- 2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 3 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

(3) 浮遊粒子状物質

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年 平 均 値				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
尼崎市	北 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.044	0.058	0.046	0.044	0.036	0.017	0.021	0.019	0.017	0.016
	中 部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.038	0.045	0.032	0.034	0.033	0.015	0.017	0.013	0.013	0.015
	南 部	0	(0)	(0)	0	0	0	(0)	(0)	0	0	0.053	(0.068)	(0.045)	0.052	0.040	0.023	(0.031)	(0.023)	0.021	0.021
西宮市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.057	0.051	0.059	0.038	0.021	0.021	0.020	0.022	0.019
	鳴 尾 支 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.059	0.048	0.046	0.038	0.023	0.025	0.022	0.020	0.018
	瓦木公民館	0	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.052	0.053	0.050	(0.054)	0.035	0.019	0.020	0.020	(0.022)	0.016
	甲陵中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.055	0.056	0.052	0.047	0.041	0.022	0.023	0.021	0.021	0.021
	山口小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.052	0.050	0.044	0.034	0.018	0.019	0.021	0.017	0.016
	浜甲子園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.065	0.049	0.046	0.037	0.019	0.021	0.019	0.018	0.017
	朝日ヶ丘小学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.063	0.046	0.045	0.035	0.018	0.020	0.018	0.017	0.017
伊丹市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.056	0.047	0.044	0.032	0.016	0.017	0.019	0.015	0.013
宝塚市	よりあいひろば	0	3	1	0	0	0	2	0	0	0	0.056	△	0.072	0.043	0.044	0.032	0.018	0.019	0.016	0.013
川西市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.048	0.040	0.040	0.032	0.018	0.017	0.016	0.015	0.015
三田市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.048	0.040	0.042	0.036	0.021	0.021	0.020	0.017	0.016
神戸市	東 灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.061	0.037	0.050	0.040	0.019	0.019	0.015	0.018	0.017
	六甲アイランド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.057	0.049	0.052	0.042	0.018	0.020	0.019	0.019	0.017
	灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.058	0.045	0.056	0.037	0.017	0.019	0.018	0.018	0.016
	灘 浜	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0.057	0.067	0.045	0.052	0.038	0.022	0.025	0.017	0.018	0.017
	葺 合	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0.048	0.051	0.046	—	—	0.016	0.018	0.018	—	—
	兵庫南部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.061	0.060	0.052	0.053	0.039	0.024	0.025	0.020	0.019	0.017
	長 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.057	0.046	0.051	0.039	0.017	0.019	0.018	0.017	0.017
	須 磨	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.054	0.069	0.052	0.051	0.040	0.019	0.022	0.020	0.018	0.018
	白 川 台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.054	0.045	0.050	0.037	0.017	0.019	0.018	0.016	0.016
	垂 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.062	0.056	0.045	0.056	0.041	0.023	0.024	0.017	0.018	0.019
	西 神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.059	0.046	0.050	0.041	0.018	0.020	0.019	0.018	0.018
	南 五 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.046	0.047	0.045	0.047	0.035	0.014	0.016	0.017	0.016	0.014
	北 神	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.050	0.039	0.043	0.032	0.015	0.017	0.016	0.016	0.013
港 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.059	0.077	0.048	0.056	0.041	0.023	0.028	0.018	0.019	0.018	
押 部 谷	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	0.057	0.064	0.051	—	—	0.019	0.021	0.021	—	—	
明石市	二 見	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.075	0.056	0.054	0.043	0.020	0.023	0.022	0.020	0.018
	大 久 保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.056	0.065	0.064	0.049	0.041	0.023	0.024	0.026	0.021	0.021
	王 子	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0.058	0.076	0.081	0.056	0.046	0.021	0.024	0.025	0.019	0.021
稲美町	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.062	0.063	0.055	0.053	0.044	0.026	0.027	0.027	0.025	0.022
播磨町	町 役 場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.054	0.050	0.054	0.041	0.019	0.021	0.020	0.019	0.015
加古川市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.063	0.066	0.054	0.052	0.039	0.024	0.023	0.021	0.018	0.017
	尾 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.063	0.066	0.053	0.058	0.050	0.023	0.026	0.026	0.025	0.024
	別 府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.059	0.053	0.054	0.041	0.021	0.023	0.022	0.019	0.018

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年 平 均 値				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
加古川市	東 神 吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.052	0.052	0.055	0.043	0.019	0.021	0.023	0.021	0.020
	志方公民館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.067	0.053	0.048	0.038	0.019	0.022	0.020	0.019	0.017
	平 荘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.059	0.054	0.050	0.042	0.020	0.025	0.026	0.021	0.019
高砂市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.055	0.058	0.049	0.045	0.038	0.022	0.023	0.022	0.019	0.018
西脇市	市 役 所	0	0	1	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0.049	0.047	0.044	(0.037)	0.035	0.014	0.015	0.015	(0.018)	0.016
姫路市	八 代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.055	0.049	0.046	0.044	0.018	0.020	0.021	0.020	0.019
	広 畑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.062	0.057	0.046	0.047	0.041	0.025	0.020	0.019	0.018	0.019
	飾 磨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.053	0.042	0.046	0.042	0.018	0.020	0.018	0.019	0.018
	白 浜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.058	0.046	0.047	0.045	0.022	0.021	0.020	0.019	0.019
	御 国 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.064	0.068	0.048	0.049	0.045	0.025	0.025	0.020	0.019	0.019
	網 干	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.058	0.049	0.048	0.032	0.022	0.022	0.024	0.020	0.015
	飾 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.048	0.042	0.052	0.039	0.016	0.019	0.017	0.020	0.016
	香 寺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.048	0.040	0.042	0.034	0.016	0.017	0.016	0.016	0.015
林 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.049	0.043	0.041	0.038	0.017	0.018	0.017	0.016	0.016	
太子町	町 役 場	0	0	0	9	0	0	0	0	1	0	0.054	0.048	0.041	0.050	0.045	0.018	0.016	0.015	0.019	0.018
たつの市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.043	0.047	0.042	0.041	0.035	0.013	0.014	0.017	0.015	0.015
相生市	市 役 所	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.064	0.042	0.038	0.035	0.016	0.019	0.014	0.013	0.013
赤穂市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.063	0.069	0.046	0.043	0.038	0.020	0.021	0.017	0.015	0.014
丹波市	柏 原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.051	0.052	0.043	0.045	0.023	0.025	0.026	0.018	0.025
豊岡市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.061	0.045	0.042	0.042	0.020	0.022	0.019	0.019	0.018
洲本市	市 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.045	0.048	0.036	0.031	0.031	0.018	0.018	0.014	0.012	0.011
全測定局平均値																	0.019	0.021	0.019	0.018	0.017
																	[58局]	[57局]	[57局]	[54局]	[56局]

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
- 2 この表において、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
- 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 4 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(4) 微小粒子状物質

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	設置 主体	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
			$\mu\text{g}/\text{m}^3$									
尼崎市	中 部	国	—	× 42.2	× 38.3	× 35.2	29.0	—	× 16.9	× 16.7	15.0	13.4
西宮市	浜甲子園	市	—	—	(28.5)	31.7	26.0	—	—	(13.6)	12.2	11.2
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	県	—	(37.2)	30.0	30.1	21.7	—	(12.3)	11.8	10.6	9.1
伊丹市	市 役 所	県	—	(37.0)	30.9	31.7	23.1	—	(11.1)	12.3	11.7	9.8
宝塚市	よりあいひろば	県	—	(36.1)	30.8	32.0	24.8	—	(12.2)	12.3	12.1	10.6
川西市	市 役 所	県	—	(25.4)	28.5	29.0	22.1	—	(9.7)	11.2	10.3	8.5
三田市	市 役 所	県	—	(37.1)	28.3	30.5	23.7	—	(12.1)	12.3	11.3	9.7
神戸市	東 灘	市	—	× 39.9	31.6	33.3	25.1	—	14.0	13.4	12.6	12.3
	六甲アイランド	市	—	× 40.6	34.0	34.2	25.0	—	14.3	14.4	13.6	12.0
	灘	市	—	× 41.0	33.2	34.3	24.7	—	14.4	14.4	13.1	11.7
	灘 浜	市	× 37.4	× 39.8	34.5	34.4	26.9	13.4	× 15.6	× 15.2	13.4	12.9
	葺 合	市	—	(39.6)	31.5	33.7	—	—	(13.1)	13.2	12.7	—
	兵庫南部	市	(30.3)	× 43.2	× 35.2	× 36.3	27.7	(13.4)	× 16.0	14.8	13.8	13.4
	長 田	市	—	(40.3)	32.8	34.7	26.5	—	(14.4)	14.6	13.9	12.2
	須 磨	市	× 43.1	× 37.9	× 38.5	34.3	26.8	× 16.2	× 16.4	× 16.2	14.6	13.3
	白 川 台	市	—	× 39.8	33.9	× 35.1	27.3	—	14.5	14.4	12.9	11.6
	垂 水	市	—	× 38.8	34.2	34.7	25.6	—	13.6	14.6	13.4	12.0
	西 神	市	(30.0)	× 37.9	32.3	× 38.0	29.8	(12.7)	14.4	13.9	× 15.6	14.6
	南 五 葉	市	—	—	—	—	24.4	—	—	—	—	10.7
	北 神	市	(25.9)	33.7	30.1	31.5	24.4	(10.3)	12.7	12.3	12.1	11.0
港 島	市	32.5	× 41.1	× 35.4	× 35.2	25.3	14.5	× 15.1	14.8	13.8	12.4	
明石市	二 見	市	× 40.0	× 43.1	× 38.3	× 40.1	30.3	13.7	× 15.4	× 16.0	× 15.4	13.1
	王 子	市	× 37.9	× 46.7	× 38.1	× 38.5	27.0	× 15.2	× 17.2	× 16.6	14.8	12.7
稲美町	町 役 場	県	× 40.8	× 42.9	(45.5)	34.2	29.5	× 15.8	× 17.3	(17.0)	13.5	11.9
播磨町	町 役 場	県	—	(43.2)	34.4	34.9	27.8	—	(15.0)	14.9	13.3	11.9

【一般環境大気測定局】

市 町	測 定 局	設置 主体	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
			$\mu\text{g}/\text{m}^3$									
加古川市	市 役 所	市	× 41.4	× 49.2	× 40.9	× 40.3	34.2	× 17.6	× 18.6	× 18.8	× 17.3	× 16.4
	別 府	市	× 44.3	× 45.8	× 40.0	× 42.1	34.4	× 17.4	× 18.8	× 18.8	× 17.6	× 16.7
	志方公民館	市	—	—	(35.0)	33.7	29.9	—	—	(17.0)	14.5	12.6
高砂市	市 役 所	県	× 37.0	× 42.0	× 37.5	× 37.0	32.8	14.6	× 15.9	× 17.6	14.6	13.3
西脇市	市 役 所	県	—	(39.1)	30.6	29.5	23.5	—	(11.5)	12.0	11.1	9.7
姫路市	広 畑	市	(40.8)	× 46.6	× 37.7	× 37.5	29.5	(15.7)	× 18.3	× 17.0	15.0	13.9
	白 浜	市	(38.9)	× 45.8	× 36.8	× 40.5	30.4	(15.3)	× 16.6	× 16.6	× 15.8	× 15.1
	御 国 野	市	× 41.4	× 42.5	34.3	× 35.3	27.7	14.2	× 16.5	14.7	13.8	12.4
	網 干	市	× 40.3	× 40.8	32.0	34.1	26.5	13.9	× 15.5	14.0	12.5	11.2
	飾 西	市	(33.9)	× 42.7	34.9	33.0	28.5	(13.7)	× 15.9	× 15.1	12.7	12.1
太子町	町 役 場	県	—	(39.4)	35.0	33.5	26.8	—	(13.3)	14.6	13.7	11.5
たつの市	市 役 所	県	—	(36.3)	32.6	30.0	24.5	—	(12.6)	13.5	11.8	10.2
相生市	市 役 所	県	—	(37.8)	32.7	31.5	24.2	—	(12.8)	13.1	11.5	10.2
赤穂市	市 役 所	県	—	(38.5)	30.5	33.3	24.7	—	(12.8)	12.9	11.8	10.4
丹波市	柏 原	県	—	(33.1)	33.5	27.6	24.2	—	(11.2)	11.5	10.0	9.6
豊岡市	市 役 所	県	(25.1)	34.3	34.3	27.3	28.5	(11.1)	13.4	14.7	12.1	10.6
洲本市	市 役 所	県	—	(29.8)	32.0	32.7	21.8	—	(10.7)	12.8	11.7	9.9
全測定局平均値								15.1	15.7	14.4	13.2	11.9
								[11局]	[24局]	[38局]	[41局]	[41局]

- (参考) 1 環境基準の達成とは、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」をいう。
- 2 この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。
- 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 4 () は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。

表2 自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況（二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

(1) 二酸化窒素

市 町	測 定 局	設置 主体	道 路	日平均値の年間98%値					年 平 均 値				
				平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
				ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	武庫川	市	国道43号	0.056	0.058	0.053	0.056	0.050	0.029	0.029	0.028	0.027	0.026
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	0.033	0.043	0.036	0.038	0.034	0.018	0.022	0.020	0.021	0.019
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0.042	0.044	0.039	0.041	0.036	0.020	0.022	0.023	0.022	0.019
	上坂部西公園	市	県道尼崎池田線	0.040	0.042	0.038	0.039	0.037	0.021	0.022	0.021	0.019	0.019
	浜 田	市	国道2号	0.038	0.038	0.034	0.035	0.031	0.020	0.018	0.016	0.016	0.015
	園和小学校	市	市道尼崎豊中線	0.031	0.035	0.033	0.032	0.030	0.016	0.016	0.016	0.017	0.016
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0.043	0.044	0.042	0.045	0.035	0.021	0.020	0.021	0.021	0.018
	津門川	市	国道43号	0.044	0.046	0.043	0.047	0.035	0.021	0.023	0.021	0.021	0.017
	河 原	市	国道171号	0.041	0.040	0.036	0.037	0.032	0.018	0.018	0.017	0.017	0.014
	甲子園	市	国道43号	0.041	0.044	0.041	0.042	0.039	0.023	0.025	0.023	0.023	0.022
	塩 瀬	市	国道176号	0.052	0.052	0.046	0.044	0.042	0.031	0.030	0.028	0.026	0.025
芦屋市	打出	県	国道43号	0.052	0.053	0.049	0.050	0.042	0.026	0.027	0.025	0.024	0.022
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0.051	0.050	0.047	0.045	0.033	0.032	0.030	0.028	0.025	0.018
宝塚市	栄 町	県	国道176号	0.053	0.048	0.044	0.049	0.043	0.029	0.028	0.020	0.027	0.025
川西市	加 茂	県	県道尼崎池田線	0.036	0.036	0.033	0.032	0.030	0.018	0.018	0.016	0.016	0.015
神戸市	東 部	市	国道43号	0.049	0.047	0.045	0.043	0.041	0.025	0.025	0.022	0.022	0.020
	西 部	市	阪神高速道路	0.040	0.042	0.039	0.036	0.033	0.020	0.020	0.019	0.019	0.017
	垂 水	市	国道2号	0.047	0.046	0.043	0.044	0.038	0.026	0.025	0.024	0.024	0.022
	北 神	市	中国自動車道	0.031	0.030	0.028	0.027	0.025	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014
	中 部	市	国道2号	0.044	0.042	0.040	0.037	0.037	0.024	0.024	0.022	0.021	0.019
	西	市	国道175号	0.042	0.042	0.041	0.039	0.033	0.023	0.022	0.022	0.021	0.018
明石市	林 崎	市	県道明石高砂線	0.042	0.040	0.037	0.035	0.032	0.020	0.019	0.017	0.017	0.016
	小久保	市	国道2号	0.037	0.031	0.031	0.036	0.035	0.022	0.015	0.013	0.020	0.020
加古川市	平 岡	市	国道2号(加古川バイパス)	0.042	0.039	0.039	0.039	0.032	0.022	0.021	0.020	0.019	0.017
	鳩 里	市	国道250号(明姫幹線)	0.032	0.034	(0.029)	0.029	0.024	0.017	0.017	(0.026)	0.014	0.013
高砂市	中 島	県	国道250号(明姫幹線)	0.031	0.032	0.031	0.030	0.032	0.017	0.017	0.016	0.015	0.015
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0.025	0.028	0.024	0.021	0.019	0.014	0.014	0.013	0.011	0.010
姫路市	船 場	市	国道2号	0.028	0.027	0.025	0.023	0.021	0.014	0.014	0.013	0.012	0.011
	飾 磨	市	県道姫路港線	0.036	0.033	0.029	0.027	0.026	0.018	0.016	0.015	0.014	0.013
相生市	池之内	県	国道2号	0.033	0.037	0.034	0.034	0.032	0.019	0.021	0.021	0.020	0.018
豊岡市	小尾崎	県	国道312号	0.015	0.012	0.014	0.012	0.013	0.008	0.005	0.007	0.006	0.006
全測定局平均値									0.021 [31局]	0.021 [31局]	0.019 [30局]	0.019 [31局]	0.017 [31局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間に於ける1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。」をいう。

2 この表において、「日平均値の年間98%値」の欄で「×」の印のついた地点は、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。

3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

4 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。

5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数に達していない年平均値を除いて算定した。

(2) 浮遊粒子状物質

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数					日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数					日平均値の2%除外値(mg/m ³)					年平均値				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
				時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	日数	日数	日数	日数	日数	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
尼崎市	武庫川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.055	0.064	0.050	0.052	0.037	0.023	0.025	0.023	0.022	0.018
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	-	-	(0)	0	0	-	-	(0)	0	0	-	-	(0.048)	0.049	0.037	-	-	(0.036)	0.022	0.019
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.055	0.050	0.046	0.040	0.019	0.022	0.021	0.020	0.021
西宮市	六湛寺	市	国道2号	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.048	0.056	0.039	0.039	0.029	0.019	0.020	0.016	0.014	0.014
	津門川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.055	0.066	0.052	0.054	0.036	0.021	0.022	0.020	0.020	0.017
	河原	市	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.047	0.056	0.046	0.042	0.039	0.018	0.021	0.019	0.017	0.018
	甲子園	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.066	0.054	0.050	0.043	0.020	0.022	0.021	0.019	0.019
	塩瀬	市	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.052	0.043	0.040	0.034	0.018	0.020	0.018	0.017	0.016
芦屋市	打出	県	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.059	0.048	0.052	0.034	0.019	0.021	0.020	0.018	0.016
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.053	0.048	0.048	0.041	0.022	0.024	0.023	0.021	0.020
宝塚市	栄町	県	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.058	0.043	0.043	0.033	0.020	0.021	0.020	0.017	0.017
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.058	0.048	0.045	0.046	0.035	0.027	0.020	0.020	0.018	0.017
神戸市	東部	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.052	0.060	0.044	0.045	0.042	0.019	0.021	0.019	0.017	0.018
	西部	市	阪神高速道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.056	0.060	0.047	0.055	0.044	0.019	0.021	0.019	0.021	0.021
	垂水	市	国道2号	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.057	0.067	0.054	0.065	0.045	0.021	0.023	0.022	0.022	0.020
	北神	市	中国自動車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.057	0.054	0.046	0.045	0.038	0.020	0.020	0.018	0.017	0.016
	中部	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0.055	△ 0.070	0.050	0.061	0.042	0.018	0.022	0.020	0.019	0.017
	西	市	国道175号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.060	0.051	0.050	0.042	0.018	0.021	0.020	0.020	0.019
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0.061	△ 0.080	0.075	0.058	0.037	0.024	0.029	0.024	0.017	0.015
	小久保	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.054	0.067	0.051	0.053	0.040	0.021	0.024	0.022	0.020	0.017
加古川市	平岡	市	国道2号(加古川バイパス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.068	0.070	0.053	0.053	0.046	0.028	0.028	0.021	0.021	0.019
	鳩里	市	国道250号(明姫幹線)	0	0	(0)	0	0	0	0	(0)	0	0	0.062	0.064	(0.043)	0.048	0.038	0.026	0.029	(0.032)	0.018	0.017
高砂市	中島	県	国道250号(明姫幹線)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.058	0.056	0.051	0.053	0.044	0.021	0.020	0.021	0.022	0.020
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.051	0.062	0.051	0.052	0.045	0.021	0.025	0.025	0.022	0.022
姫路市	船場	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.049	0.055	0.051	0.049	0.039	0.019	0.021	0.021	0.020	0.017
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.057	0.056	0.046	0.051	0.046	0.020	0.020	0.019	0.022	0.020
相生市	池之内	県	国道2号	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0.050	0.049	0.049	0.048	0.041	0.017	0.021	0.022	0.021	0.019
豊岡市	小尾崎	県	国道312号	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.053	0.063	0.040	0.042	0.028	0.016	0.017	0.013	0.011	0.010
全測定局平均値																			0.021	0.022	0.020	0.019	0.018
																			[27局]	[27局]	[26局]	[28局]	[28局]

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 2 この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が非達成であることを示す。
 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 4 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。
 5 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(3)一酸化炭素

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					日平均値の2%除外値(ppm)					年平均値					
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
				回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
尼崎市	武庫川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
	砂田子ども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	
	国設尼崎自排	国	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	1.0	0.9	0.8	0.9	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	
西宮市	六湛寺	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	
	津門川	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	
	河原	市	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	
	甲子園	市	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	
	塩瀬	市	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
芦屋市	打出	県	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	
宝塚市	栄町	県	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.5	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	
神戸市	東部	市	国道43号	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0.6	0.6	0.6	-	-	0.4	0.3	0.3	-	-	
	垂水	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	
	北神	市	中国自動車道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
明石市	中部	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	
	林崎	市	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	
加古川市	平久保	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	
	高砂市	中島	県	国道2号(加古川パラス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
小野市	高砂市	中島	県	国道250号(明姫幹線)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
	小野市	上本町	県	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.8	0.7	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
姫路市	船場	市	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	
	飾磨	市	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	
相生市	池之内	県	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	
豊岡市	小尾崎	県	国道312号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	
全測定局平均値																			0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
																			[25局]	[25局]	[25局]	[24局]	[24局]	

(参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「年間を通じて測定した1日平均値の高い方から、2%の範囲にあるものを除外した値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。

2 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

3 () は、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない局の値を示す。

4 全測定局平均値は、[]内の局数の年平均値の平均で、有効測定時間数(6,000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。

(4) 微小粒子状物質

【自動車排出ガス測定局】

市町	測定局	設置主体	道路	日平均値の年間98%値					年平均値				
				平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
				$\mu\text{g}/\text{m}^3$									
尼崎市	国設尼崎自排	国	国道43号	× 41.7	× 40.8	× 38.1	× 36.8	29.8	× 17.9	× 19.2	× 18.0	× 16.5	14.5
	武庫荘総合高校	市	県道尼崎宝塚線	—	—	(38.9)	× 35.3	29.4	—	—	(30.2)	× 16.0	13.0
	砂田こども広場	市	県道米谷昆陽尼崎線	(39.6)	× 38.7	× 36.8	35.0	32.9	(22.3)	× 16.0	× 15.3	14.2	14.7
西宮市	津門川	市	国道43号	× 36.6	× 42.0	× 36.8	× 35.1	28.4	13.8	× 16.4	× 15.5	14.3	13.6
	河原	市	国道171号	—	—	—	(30.0)	25.8	—	—	—	(12.4)	11.4
	甲子園	市	国道43号	(35.8)	× 43.3	× 39.0	× 37.1	26.8	(15.5)	× 16.9	× 17.3	14.7	12.4
	塩瀬	市	国道176号	—	(32.8)	31.8	30.7	26.4	—	(12.3)	12.8	11.3	10.5
芦屋市	打出	国	国道43号	× 42.5	× 44.2	× 36.0	34.8	24.7	× 15.8	× 16.7	15.0	13.0	11.4
伊丹市	緑ヶ丘	県	国道171号	33.8	× 39.1	32.8	× 35.3	28.6	14.6	× 15.7	14.6	13.6	13.2
宝塚市	栄町	国	国道176号	× 41.9	× 43.5	× 37.6	32.5	25.5	× 17.7	× 17.5	× 15.5	12.1	11.3
川西市	加茂	県	県道尼崎池田線	× 36.8	× 39.9	33.8	32.6	27.5	14.7	× 16.0	14.8	13.5	13.0
神戸市	東部	市	国道43号	× 35.7	× 41.3	33.5	× 36.0	28.3	× 15.7	× 16.6	× 15.1	× 15.1	14.5
	西部	市	阪神高速道路	—	× 42.3	33.5	× 35.5	24.8	—	× 15.5	14.5	14.0	12.6
	垂水	市	国道2号	(38.8)	× 40.0	× 41.1	× 36.1	30.3	(17.3)	× 18.7	× 18.6	× 16.1	× 16.2
	西	市	国道175号	—	(43.9)	× 38.8	× 35.0	28.3	—	(17.2)	× 17.3	× 15.6	14.0
明石市	林崎	市	県道明石高砂線	× 37.8	× 45.0	× 37.3	× 38.5	28.3	13.8	× 15.5	× 16.6	14.2	12.6
加古川市	平岡	市	国道2号(加古川バイパス)	—	(51.6)	× 37.6	× 38.2	30.3	—	(17.6)	× 16.5	15.0	13.4
高砂市	中島	県	国道250号(明姫幹線)	—	—	(30.5)	32.8	28.4	—	—	(14.2)	13.3	12.9
小野市	上本町	県	県道加古川小野線	—	—	(28.4)	32.4	27.8	—	—	(13.0)	12.3	11.3
姫路市	船場	市	国道2号	× 40.6	× 44.0	34.6	× 36.7	28.5	× 15.3	× 16.8	14.9	13.7	13.0
	飾磨	市	県道姫路港線	(38.4)	× 45.8	× 36.8	× 36.2	27.7	(15.6)	× 18.0	× 16.7	13.6	12.9
相生市	池之内	県	国道2号	—	—	(25.9)	31.2	24.1	—	—	(12.4)	12.0	10.9
豊岡市	小尾崎	県	国道312号	—	—	(24.6)	24.5	24.8	—	—	(10.6)	10.4	9.4
全測定局平均値									15.5	16.8	15.8	13.8	12.7
									[9局]	[14局]	[17局]	[22局]	[23局]

- (参考) 1 環境基準の達成とは、「1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」をいう。
 2 この表において、「×」の印のついた地点は、基準値超過を示す。
 3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
 4 () は、有効測定日数(250日/年)に達していない局の値を示す。
 5 尼崎市武庫川測定局の自動測定機は等価性評価試験に適合していないため、表に掲載せず、環境基準の判定からも除外している。

表3 光化学オキシダントの環境基準達成状況

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
尼崎市	北 部	237	240	157	317	249	0.035	0.035	0.034	0.036	0.035	0.052	0.051	0.048	0.052	0.051
	中 部	133	322	316	380	363	0.025	0.031	0.031	0.032	0.033	0.038	0.047	0.046	0.047	0.048
	南 部	157	226	23	257	400	0.031	0.037	0.033	0.034	0.038	0.049	0.056	0.047	0.050	0.057
西宮市	市 役 所	232	333	263	392	288	0.030	0.032	0.031	0.032	0.032	0.045	0.047	0.044	0.047	0.046
	鳴尾支所	311	495	431	480	479	0.029	0.032	0.033	0.033	0.033	0.046	0.049	0.049	0.050	0.050
	瓦木公民館	277	379	316	(357)	365	0.031	0.033	0.032	(0.036)	0.033	0.046	0.048	0.046	(0.052)	0.048
	甲陵中学校	406	383	406	348	353	0.035	0.032	0.034	0.034	0.031	0.049	0.046	0.047	0.047	0.043
	山口小学校	483	547	456	531	465	0.034	0.036	0.035	0.035	0.035	0.050	0.051	0.049	0.050	0.049
	浜甲子園	298	410	354	378	409	0.033	0.033	0.033	0.033	0.034	0.048	0.048	0.048	0.048	0.049
	朝日ヶ丘小学校	302	344	398	439	384	0.030	0.033	0.036	0.038	0.037	0.041	0.045	0.048	0.050	0.050
伊丹市	市 役 所	376	292	439	508	478	0.023	0.028	0.032	0.034	0.035	0.035	0.042	0.047	0.050	0.051
宝塚市	よりあいひろば	382	436	454	488	405	0.031	0.034	0.034	0.035	0.034	0.047	0.050	0.049	0.050	0.050
川西市	市 役 所	362	320	138	161	197	0.033	0.032	0.026	0.029	0.028	0.047	0.047	0.038	0.043	0.041
三田市	市 役 所	489	472	506	555	481	0.034	0.034	0.035	0.036	0.031	0.050	0.050	0.049	0.051	0.044
神戸市	東 灘	207	328	222	346	298	0.031	0.034	0.032	0.034	0.033	0.045	0.048	0.045	0.047	0.047
	灘	233	384	306	378	375	0.031	0.033	0.033	0.033	0.035	0.045	0.046	0.046	0.047	0.049
	葺 合	339	481	417	—	—	0.035	0.037	0.036	—	—	0.049	0.051	0.049	—	—
	兵庫南部	198	226	281	366	348	0.030	0.028	0.031	0.033	0.033	0.044	0.041	0.045	0.048	0.048
	長 田	345	485	325	386	464	0.032	0.034	0.032	0.032	0.034	0.047	0.049	0.046	0.046	0.049
	須 磨	204	299	258	333	315	0.029	0.030	0.030	0.031	0.031	0.045	0.045	0.045	0.047	0.047
	白 川 台	380	508	417	477	487	0.035	0.035	0.034	0.036	0.036	0.051	0.050	0.047	0.051	0.050
	垂 水	307	288	311	340	370	0.031	0.030	0.031	0.031	0.032	0.048	0.045	0.046	0.047	0.048
	西 神	450	543	518	569	531	0.035	0.035	0.035	0.037	0.037	0.050	0.051	0.049	0.052	0.052
	南五葉	413	491	481	535	527	0.037	0.038	0.037	0.038	0.039	0.049	0.051	0.049	0.051	0.052
	北 神	347	498	537	525	415	0.032	0.036	0.035	0.035	0.035	0.047	0.051	0.049	0.051	0.049
港 島	—	—	—	299	352	—	—	—	0.031	0.031	—	—	—	—	0.047	0.047
明石市	押 部 谷	503	560	549	614	543	0.037	0.037	0.037	0.038	0.038	0.051	0.050	0.051	0.052	0.051
	二 見	434	481	456	493	539	0.033	0.035	0.033	0.034	0.035	0.051	0.053	0.049	0.051	0.051
	大久保	335	451	331	445	406	0.029	0.032	0.031	0.031	0.032	0.046	0.049	0.047	0.048	0.048
稲美町	王 子	205	343	224	344	342	0.029	0.032	0.029	0.032	0.032	0.046	0.049	0.046	0.048	0.048
	町 役 場	475	579	445	509	492	0.034	0.036	0.030	0.034	0.035	0.049	0.053	0.045	0.050	0.050
播磨町	町 役 場	356	548	431	489	486	0.032	0.034	0.032	0.033	0.034	0.048	0.052	0.047	0.050	0.050
加古川市	市 役 所	388	406	496	479	436	0.033	0.033	0.034	0.034	0.033	0.049	0.050	0.050	0.050	0.049
	尾 上	266	542	448	409	387	0.026	0.034	0.032	0.033	0.033	0.042	0.052	0.048	0.048	0.048
	東 神 吉	340	489	441	446	367	0.033	0.036	0.034	0.035	0.034	0.048	0.052	0.050	0.050	0.050
高砂市	市 役 所	162	227	253	283	325	0.025	0.030	0.030	0.032	0.033	0.039	0.044	0.044	0.046	0.048
西脇市	市 役 所	457	176	505	474	413	0.034	0.023	0.033	0.031	0.035	0.049	0.033	0.047	0.044	0.050

市 町	測 定 局	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数					昼間の1時間値の平均値(ppm)					昼間の日最高1時間値の平均値(ppm)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
		時間数	時間数	時間数	時間数	時間数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm
姫路市	八 代	188	237	193	227	263	0.029	0.029	0.028	0.030	0.031	0.043	0.044	0.042	0.043	0.045
	広 畑	265	330	276	320	360	0.030	0.031	0.030	0.031	0.031	0.046	0.047	0.045	0.047	0.047
	飾 磨	176	242	225	257	209	0.028	0.029	0.029	0.029	0.029	0.042	0.045	0.043	0.044	0.044
	白 浜	164	429	420	408	378	0.030	0.033	0.032	0.033	0.033	0.045	0.049	0.047	0.049	0.048
	御 国 野	370	422	231	394	376	0.032	0.032	0.028	0.033	0.036	0.049	0.048	0.041	0.047	0.051
	網 干	342	365	423	340	349	0.033	0.033	0.034	0.032	0.032	0.049	0.048	0.049	0.047	0.047
	飾 西	306	510	332	403	416	0.031	0.033	0.028	0.032	0.032	0.047	0.052	0.042	0.049	0.049
	香 寺	299	437	454	440	296	0.032	0.034	0.033	0.033	0.033	0.048	0.050	0.049	0.049	0.048
林 田	347	473	393	324	285	0.032	0.033	0.032	0.030	0.030	0.049	0.050	0.047	0.046	0.046	
太子町	町 役 場	226	301	353	563	550	0.024	0.028	0.031	0.033	0.035	0.038	0.043	0.048	0.050	0.051
たつの市	市 役 所	385	434	436	441	457	0.033	0.032	0.032	0.034	0.034	0.049	0.049	0.047	0.050	0.050
相生市	市 役 所	377	561	370	471	420	0.030	0.032	0.030	0.031	0.031	0.048	0.052	0.048	0.050	0.049
赤穂市	市 役 所	499	610	549	562	549	0.034	0.035	0.034	0.034	0.035	0.051	0.053	0.051	0.051	0.051
丹波市	柏 原	280	295	335	447	379	0.031	0.031	0.027	0.034	0.033	0.045	0.045	0.038	0.049	0.048
豊岡市	市 役 所	146	205	399	322	229	0.023	0.029	0.033	0.033	0.032	0.035	0.042	0.046	0.046	0.044
洲本市	市 役 所	321	466	486	569	457	0.031	0.034	0.035	0.037	0.036	0.044	0.048	0.048	0.051	0.050
全測定局平均値							0.031	0.033	0.032	0.033	0.033	0.046	0.048	0.047	0.049	0.048
							[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]	[52局]

- (参考) 1 環境基準の達成とは、「1年間の昼間に測定されたすべての1時間値が0.06ppm以下であること。」をいう。
2 「昼間」とは、季節によらず、5時から20時までの15時間の時間帯をいい、6時から20時までの15個の1時間値を評価対象とする。
3 「—」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。

表4 光化学スモッグ注意報等の年度別推移

	予 報		注 意 報		被害者届出数 (人)
	日 数	地域数	日 数	地域数	
平成11年度	5	14	7	13	209
平成12年度	8	15	17	61	0
平成13年度	0	0	5	19	0
平成14年度	14	44	8	23	38
平成15年度	3	9	7	17	0
平成16年度	5	9	6	10	0
平成17年度	8	26	9	27	0
平成18年度	5	23	8	20	0
平成19年度	3	4	4	7	0
平成20年度	1	1	6	13	0
平成21年度	3	4	5	22	0
平成22年度	0	0	2	5	0
平成23年度	1	5	0	0	0
平成24年度	2	4	1	2	0
平成25年度	2	2	2	3	0
平成26年度	0	0	2	2	0
平成27年度	2	8	2	5	0
平成28年度	1	1	1	2	0

(備考) 光化学スモッグ注意報等の発令基準

予 報…測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあるとき。

注意報…測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき。

表5 有害大気汚染物質の調査結果

測定場所	アクリロニトリル μg/m ³			アセトアルデヒド μg/m ³			塩化ビニルモノマー μg/m ³			塩化メチル μg/m ³			クロロホルム μg/m ³			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
全国標準監視地点	三田市役所	0.48	0.089	0.21	7.8	2.3	4.8	0.014	<0.0027	0.0046	2.2	1.7	1.9	0.66	0.23	0.40
	豊岡市役所	0.35	0.035	0.099	7.8	0.95	4.0	0.071	<0.0027	0.012	8.5	1.3	2.4	0.70	0.13	0.28
	洲本市役所	0.31	0.041	0.11	30	2.1	9.1	0.019	<0.0027	0.0096	7.7	2.7	4.3	(1.3)	(0.35)	(0.58)
地域特設監視地点	赤穂市役所	0.22	0.038	0.11				0.040	<0.0027	0.0096	2.2	1.6	1.9	0.53	0.18	0.34
	高砂市沖浜ポンプ場	1.1	0.034	0.21				0.16	<0.0027	0.041	3.5	1.6	2.1	4.7	0.27	1.3
	芦屋宮川小自排局	0.19	0.050	0.088	6.9	1.2	4.1	0.028	<0.0027	0.0067	3.0	1.7	2.1	0.94	0.30	0.49
	川西加茂自排局				8.6	1.4	4.4									
H27全国測定結果(平均値)		3.2	0.006	0.083	12	0.52	2.2	1.3	0.0022	0.041	8.0	0.11	1.5	4.8	0.009	0.26
環境基準値		-			-			-			-			-		

測定場所	1, 2-ジクロロエタン μg/m ³			ジクロロメタン μg/m ³			テトラクロロエチレン μg/m ³			トリクロロエチレン μg/m ³			トルエン μg/m ³			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
全国標準監視地点	三田市役所	0.23	0.057	0.13	1.9	0.45	0.92	0.44	0.098	0.18	0.33	<0.006	0.072	22	3.2	7.9
	豊岡市役所	0.42	0.050	0.14	1.5	0.31	0.69	0.15	0.013*	0.043	0.034	<0.006	0.010	38	4.0	9.1
	洲本市役所	(0.28)	(0.066)	(0.12)	3.8	0.77	1.8	0.36	0.032	0.18	0.25	<0.006	0.064	160	3.6	29
地域特設監視地点	赤穂市役所	0.31	0.084	0.18	2.2	0.44	0.81	0.33	0.025	0.088	0.29	<0.006	0.044	21	4.5	13
	高砂市沖浜ポンプ場	0.78	0.063	0.19	5.7	0.44	1.5	0.19	0.025	0.089	0.17	<0.006	0.036	20	4.5	8.4
	芦屋宮川小自排局	0.29	0.042	0.15	2.0	0.38	0.9	0.69	0.058	0.22	0.35	<0.006	0.066	16	3.2	8.5
	川西加茂自排局															
H27全国測定結果(平均値)		5.9	0.034	0.19	29	0.19	1.7	1.3	0.010	0.14	11	0.006	0.48	52	0.49	7.6
環境基準値		-			150			200			200			-		

測定場所	1, 3-ブタジエン μg/m ³			ベンゼン μg/m ³			ベンゾ[a]ピレン ng/m ³			ホルムアルデヒド μg/m ³			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
全国標準監視地点	三田市役所	0.23	<0.010	0.084	1.7	0.36	0.89	0.38	0.0014*	0.082	13	1.4	4.6
	豊岡市役所	0.22	0.024*	0.071	2.0	0.34	0.94	0.19	<0.0013	0.050	7.5	1.3	3.5
	洲本市役所	(0.69)	(0.051)	(0.21)	(2.8)	(0.59)	(1.4)	0.63	0.018	0.21	36	1.6	9.7
地域特設監視地点	赤穂市役所	0.11	0.023*	0.056	1.3	0.62	1.0						
	高砂市沖浜ポンプ場	0.26	0.011*	0.094	1.4	0.68	1.0						
	芦屋宮川小自排局	0.48	0.061	0.17	2.9	0.66	1.4	0.24	0.015	0.11	8.3	1.5	5.0
	川西加茂自排局										6.4	0.97	3.7
H27全国測定結果(平均値)		1.1	0.010	0.11	2.9	0.36	1.0	2.8	0.018	0.19	7.2	0.95	2.6
環境基準値		-			3			-			-		

測定場所	酸化エチレン μg/m ³			水銀及びその化合物 ng/m ³			ベリリウム及びその化合物 ng/m ³			ニッケル化合物 ng/m ³			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
全国標準監視地点	三田市役所	0.092	0.021	0.050	(1.8)	(1.2)	(1.4)	0.017	0.0012*	0.0058	6.0	1.1*	2.8
	豊岡市役所	0.11	0.025	0.066	1.7	0.55	1.1	0.0098	0.0012*	0.0039	4.5	<0.4	1.1
	洲本市役所	0.12	0.050	0.074	2.2	0.38	1.2	0.015	<0.0012	0.0069	6.4	1.4*	3.9
地域特設監視地点	赤穂市役所				2.4	1.1	1.7						
	高砂市沖浜ポンプ場				2.8	1.5	1.9						
H27全国測定結果(平均値)		0.74	0.020	0.083	3.7	0.91	1.9	0.40	0.0020	0.023	53	0.13	3.6
環境基準値		-			-			-			-		

測定場所	ヒ素及びその化合物 ng/m ³			マンガン及びその化合物 ng/m ³			クロム及びその化合物 ng/m ³			
	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	最大値	最小値	平均値	
全国標準監視地点	三田市役所	2.9	0.27	1.1	35	9.3	17	4.3	<0.8	1.6
	豊岡市役所	1.5	0.14	0.76	17	3.9	9.0	1.5	<0.8	0.6
	洲本市役所	2.6	0.37	1.1	26	9.6	18	5.0	0.8*	2.2
H27全国測定結果(平均値)		29	0.071	1.6	430	0.016	24	43	0.19	4.8
環境基準値		-			-			-		

(参考) 1 全国測定結果については、27年度の全国測定結果(年平均値)の最大値・最小値・平均値である。
 2 ()は、有効測定回数(1回/月)に達していない局の値を示す。
 3 兵庫県実施分のみ記載。
 (注) ※は検出下限値以上、定量下限値未満の測定値である。

表6 アスベスト一般環境等モニタリング結果

(1)一般環境

測定地点	市町名	測定結果(単位:本/L)																					
		5年度	7年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
西宮市役所	西宮市				0.05	0.05	0.05	不検出	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 -	-	-	-	-	-	-	-	-
芦屋市立潮見小学校	芦屋市			0.04	0.06	0.06	0.09	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.1	不検出	不検出 ~0.06	不検出	0.054 ~0.28	0.070 ~0.15	0.12 ~0.22	0.071 ~0.18	0.080 ~0.22	-	-
伊丹市役所	伊丹市				0.07	0.04	0.05	0.04	0.05	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.04	不検出	不検出 ~0.06	不検出	0.055 ~0.070	0.056 ~0.10	0.11	0.071 ~0.081	0.070 ~0.11	-	-
宝塚市よりあいひろば	宝塚市				0.07	0.05	0.04	0.05	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.06	0.065 ~0.080	不検出 ~0.082	0.071 ~0.16	0.056	0.071	0.056	0.12 ~0.29	
社総合庁舎	加東市											不検出	不検出 ~0.03	不検出	不検出 ~0.06	不検出 ~0.06	0.056 ~0.18	0.054 ~0.056	不検出 ~0.12	0.069 ~0.096	不検出 ~0.056	不検出 ~0.071	0.091 ~0.45
播磨町役場	播磨町	0.07	0.07	0.08	0.06	0.06	0.04	0.07	0.05	不検出	0.05	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.16	0.056 ~0.10	0.088 ~0.25	0.14 ~0.34	0.082 ~0.10	0.10 ~0.14	不検出 ~0.090	0.15 ~0.42	
龍野庁舎	たつの市												不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.06	0.069 ~0.092	0.096 ~0.12	0.069 ~0.089	0.055 ~0.14	0.069 ~0.13	※3 0.056	※3 0.29 ~0.33
豊岡総合庁舎	豊岡市												不検出	不検出 ~0.03	不検出 ~0.16	不検出	0.095 ~0.10	0.053 ~0.32	0.069 ~0.078	0.094 ~0.13	0.078 ~0.080	不検出 ~0.052	0.23 ~0.25
柏原総合庁舎	丹波市												不検出	不検出	不検出 ~0.06	不検出	0.056 ~0.088	0.056 ~0.17	0.068 ~0.096	0.056 ~0.080	不検出 ~0.068	不検出 ~0.055	0.14 ~0.15
洲本総合庁舎	洲本市												不検出	不検出	不検出	不検出	0.082 ~0.12	0.043 ~0.060	0.093 ~0.13	0.046 ~0.063	0.093 ~0.13	0.066 ~0.10	0.11~ 0.15
尼崎市公害監視センター	尼崎市	0.07	0.11	0.05	0.08	0.04	0.06	0.04	0.04	不検出	不検出	不検出	不検出	※1 -	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 尼崎市はH18、西宮市はH19まで（以降、各市でモニタリングを実施）

※2 アスベストモニタリングマニュアル(環境省)が改訂されたため、H22以降は総繊維数を測定・記載
(H21まではアスベスト繊維数を測定・記載(総繊維数>アスベスト繊維数))

※3 H27、H28は、たつの市役所において測定

※4 兵庫県実施分のみ記載。

(2)道路沿道

測定地点	市町名	測定結果(単位:本/L)											
		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度※2	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
芦屋市立宮川小学校	芦屋市	不検出	不検出	不検出	不検出 ~0.11	不検出 ~0.11	不検出 ~0.18	不検出 ~0.12	0.14 ~0.16	0.15 ~0.17	0.16 ~0.17	不検出 ~0.080	0.18 ~0.21

【参考】平成27年度 環境省及び地方公共団体による調査結果(平均値)

地域分類		環境省実施分	地方公共団体実施分
一般環境	住宅地域	0.14 本/L	0.14 本/L
	商工業地域	0.14 本/L	0.14 本/L
	農業地域	0.14 本/L	0.092 本/L
	内陸山間地域	0.14 本/L	0.12 本/L
	離島地域	0.12 本/L	0.33 本/L
高速道路及び幹線道路沿線		0.14 本/L	0.10 本/L

表7 酸性雨自動測定機による監視結果

年度	神戸（須磨）					豊岡				
	降水量 (mm)	年平均値				降水量 (mm)	年平均値			
		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻		pH	EC	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻
H3	1127	4.4	25	2.31	1.61	1991	4.5	25	2.31	1.61
H4	1042	4.5	25	1.79	1.55	1908	4.7	25	1.79	1.55
H5	1453	4.6	23	2.04	1.59	1965	4.7	23	2.04	1.59
H6	392	4.4	25	2.30	2.80	1478	4.6	25	2.30	2.80
H7	1088	4.5	25	2.25	1.96	1799	4.6	25	2.25	1.96
H8	942	4.4	31	2.08	1.85	1839	4.4	31	2.08	1.85
H9	1312	4.6	22	1.12	2.08	2069	4.6	22	1.12	2.08
H10	1228	4.5	20	1.74	1.19	1968	4.7	30	2.66	2.43
H11	1128	4.6	23	2.52	1.63	1820	4.7	30	2.88	2.08
H12	979	4.5	23	2.01	1.54	1815	4.5	34	3.74	1.90
H13	714	4.4	23	2.74	1.02	1877	4.8	30	2.16	1.08
H14	750	4.5	27	2.22	1.08	1401	4.5	45	2.88	1.35
H15	1113	4.6	22	1.63	1.07	1788	4.6	31	2.14	1.03
H16	1346	4.8	27	2.78	0.92	2149	4.6	31	1.83	1.07
H17	719	4.4	29	3.93	1.70	1723	4.3	36	4.42	1.61
H18	1110	4.4	27	1.66	2.51	1722	4.5	35	2.59	1.78
H19	1029	4.5	23	1.71	2.28	2089	4.5	33	2.23	1.96
H20	1219	4.6	19	1.76	1.25	(1147)	(4.6)	(47)	(3.22)	(1.34)
H21	1237	4.8	19	2.11	1.68	2008	4.8	27	2.23	1.53
H22	1466	4.8	15	1.29	0.86	2138	4.7	38	2.51	1.53
H23	1770	4.8	14	1.36	0.87	2630	4.7	32	2.14	1.28
H24	1192	4.7	19	1.71	1.12	2044	4.6	43	2.98	1.79
H25	1474	4.7	16	1.39	1.01	1948	4.6	41	2.52	1.39
H26	(1097)	(4.6)	(26)	(1.50)	(0.87)	(1646)	(4.5)	(43)	(1.92)	(0.96)
H27	1365	4.8	17	1.32	0.91	1258	4.7	30	1.91	1.26
H28	1187	4.8	16	1.32	0.93	1626	4.7	36	2.15	1.21

(備考) 1 自動採取測定機の設置年月 平成3年2月
 2 測定項目 pH : 水素イオン濃度指数、 EC : 導電率 (μS/cm)
 SO₄²⁻ : 硫酸イオン濃度 (μg/mL)、NO₃⁻ : 硝酸イオン濃度 (μg/mL)
 3 測定項目 () は、装置不良等のため一部欠測であることを示す。
 H20年豊岡 : 5月第3週～10月第4週まで欠測
 H26年神戸 : 4月第2週及び8月第3～4週まで欠測
 H26年豊岡 : 4月第2週～5月第3週まで欠測

表8 自動車騒音の測定結果

路線名	調査地点	調査日	車線数	測定結果 (dB)		環境基準		
				昼間	夜間	昼間	夜間	
一般国道	9号	美方郡香美町岡区鹿田*	10月3日～10月4日	2	70	66	○	×
	43号 阪神高速3号線	尼崎市西本町	6月14日～6月15日	6+4	65	62	○	○
		芦屋市竹園町	6月14日～6月15日	6+4	60	57	○	○
		神戸市東灘区御影塚町	6月14日～6月15日	6+4	62	57	○	○
	179号	佐用郡佐用町佐用*	11月16日～11月17日	2	64	58	○	○
		揖保郡太子町東保*	11月16日～11月17日	2	71	66	×	×
	250号	加古郡播磨町北古田*	10月26日～10月27日	4	68	62	○	○
	312号	神崎郡神河町猪篠*	11月7日～11月8日	2	71	67	×	×
		神崎郡神河町吉富*	11月7日～11月8日	2	67	62	○	○
		神崎郡市川町屋形*	11月10日～11月11日	2	70	65	○	○
		神崎郡市川町屋形*	11月10日～11月11日	2	70	65	○	○
		神崎郡市川町西田中*	11月10日～11月11日	2	60	53	○	○
		神崎郡福崎町南田原*	11月10日～11月11日	4	63	56	○	○
373号	赤穂郡上郡町東町*	11月16日～11月17日	2	70	64	○	○	
427号	多可郡多可町中区靴屋*	10月6日～10月7日	2	68	61	○	○	
主要地方道	浜坂井土線	美方郡新温泉町七釜*	10月3日～10月4日	2	64	55	○	○
	川西三田線	川辺郡猪名川町紫合庵平井*	10月18日～10月19日	4	68	59	○	○
一般県道	大久保稲美加古川線	加古郡稲美町蛸草*	10月26日～10月27日	2	65	56	○	○
	長谷市川線	神崎郡市川町近平*	11月10日～11月11日	2	67	60	○	○

1 *は常時監視地点。

2 兵庫県実施分のみ記載。

表9-1 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

(評価指標：Lden、単位：dB)

測定場所	測定機関	環境基準地域類型	H28									H29			平均	環境基準適合状況	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
伊丹市	桜台小学校	県	I	57.6	57.4	57.4	56.5	57.1	57.2	57.7	57.9	57.5	56.8	57.1	57.5	57	○
	花里小学校	県	I	56.6	56.6	56.4	55.8	56.2	56.4	56.9	57.4	57.1	56.6	56.9	57.2	57	○
	緑ヶ丘センター	会社	I	59.2	58.9	58.4	57.8	58.0	58.1	58.7	59.5	59.6	59.4	59.3	59.3	59	×
	北野センター	会社	I	56.6	56.4	56.7	55.5	56.1	56.6	56.9	57.2	56.9	56.3	56.5	56.8	57	○
	西桑津会館	市	II	62.5	62.2	62.2	61.4	62.0	62.4	62.7	63.1	63.3	(62.1)	(62.1)	(62.3)	(62)	○
川西市	西猪名公園	県	II	64.4	64.7	64.8	63.7	64.3	64.6	64.5	64.7	64.4	63.8	64.2	64.3	64	×
	久代小学校	会社	I	61.9	61.9	62.1	61.6	61.6	62.0	62.1	62.3	62.1	61.4	61.8	61.9	62	×
宝塚市	長尾南会館	県	I	-	-	-	47.6	48.4	50.2	49.1	49.0	48.7	48.4	48.9	49.4	49	○
	安倉中学校	会社	I	54.4	54.0	54.2	53.0	53.7	54.2	54.5	55.0	55.0	54.3	54.6	54.9	54	○
西宮市	阪神特別支援学校	会社	I	53.4	53.2	52.9	51.8	52.7	53.1	53.4	53.9	53.8	53.1	53.3	53.7	53	○
尼崎市	武庫北小学校	県	I	54.2	54.0	54.0	52.9	53.7	53.9	54.4	54.8	54.4	53.9	54.2	54.7	54	○

- [備考] 1. 平成25年度からの環境基準地域類型 I は、専ら住居の用に供する地域で基準値はLden 57dB以下、類型 II は、I 以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値はLden 62dB以下。
 2. 各月の欄の()内は平成28年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の()内は平成28年(暦年)の平均値である。
 3. 測定機関が会社とあるものは、2016年度版大阪国際空港騒音調査年報(関西エアポート株式会社)による。測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム平成28年騒音調査年報(伊丹市総合政策部空港・広報戦略室)による。
 4. 長尾南会館測定局については、建物工事にともない機材を一時撤去したため、平成28年4月~6月欠測。

表9-2 大阪国際空港周辺航空機騒音常時測定結果

(単位：WECPNL)

測定場所	測定機関	環境基準地域類型	H28									H29			平均	旧環境基準適合状況	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
伊丹市	桜台小学校	県	I	68.7	68.6	68.6	67.7	68.7	68.6	69.0	69.0	68.4	68.0	68.3	68.8	68.6	○
	花里小学校	県	I	67.8	67.8	67.6	66.8	67.8	67.7	68.2	68.6	68.4	68.3	68.6	68.8	68.1	○
	緑ヶ丘センター	会社	I	71.2	70.7	70.1	69.3	69.9	69.8	70.6	71.1	71.1	70.9	70.9	71.0	70.6	×
	北野センター	会社	I	68.8	68.5	68.9	67.5	68.6	68.9	69.1	69.0	68.6	67.9	68.2	68.8	68.6	○
	西桑津会館	市	Ⅱ	77.4	77.2	77.1	76.7	77.1	77.2	77.5	77.9	77.9	(76.8)	(76.8)	(77.1)	(77.2)	×
川西市	西猪名公園	県	Ⅱ	78.4	78.7	78.8	77.6	78.5	78.7	78.4	78.4	78.1	77.3	77.9	78.0	78.3	×
	久代小学校	会社	I	75.4	75.4	75.5	75.0	75.3	75.6	75.5	75.5	75.2	74.2	74.7	75.0	75.2	×
宝塚市	長尾南会館	県	I	-	-	-	59.9	62.4	64.6	63.0	62.1	61.3	61.3	61.9	62.7	62.3	○
	安倉中学校	会社	I	66.3	65.8	66.0	64.7	65.9	66.2	66.4	66.6	66.3	65.8	66.2	66.7	66.1	○
西宮市	阪神特別支援学校	会社	I	63.9	63.6	63.4	62.1	63.7	63.9	64.1	64.4	64.1	63.7	63.9	64.4	63.8	○
尼崎市	武庫北小学校	県	I	65.4	65.1	65.1	63.6	65.1	64.9	65.5	65.8	65.4	65.3	65.5	66.0	65.3	○

- 〔備考〕 1. 平成24年度までの環境基準地域類型Ⅰは、専ら住居の用に供する地域で基準値は70WECPNL以下、類型Ⅱは、Ⅰ以外の地域で通常の生活を保全する必要がある地域で基準値は75WECPNL以下。
2. 各月の欄の()内は平成28年1月、2月、3月のデータ、「平均」欄の()内は平成28年(暦年)の平均値である。
3. 測定機関が会社とあるものは、2016年度版大阪国際空港騒音調査年報(関西エアポート株式会社)による。
測定機関が市とあるものは、航空機騒音監視システム平成28年騒音調査年報(伊丹市総合政策部空港・広報戦略室)による。
4. 長尾南会館測定局については、建物工事にともない機材を一時撤去したため、平成28年4月～6月欠測。

表10 淡路島における航空機騒音の測定結果

(評価指標:Lden、単位:dB)

測定地点	平成28年度				
	測定期間	Lden			適合状況
		最大	最小	平均	
淡路市野島江崎 野島消防器具庫	6/11~6/17	42	38	40	○
淡路市塩尾 塩田小学校	6/27~7/3	43	22	37	○
南あわじ市沼島 沼島小学校	7/6~7/12	42	37	40	○

※全地点とも適合状況はI類型の環境基準（Lden 57dB）と比較した場合である。

表11 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

地域 類型	測定場所 (線路最寄り 地点の地名)	測定 年月日	騒音測定結果 (dB(A))			振動測定結果 (dB)			全測定 本数	用途 地域	東京起点 の距離 (km)	測定地点 側の軌道 の別	構造物の種類			防音壁	
			12.5m 地点	25m 地点	50m 地点	12.5m 地点	25m 地点	50m 地点					上り/ 下り	種類	軌道面 の高さ (m)	軌道の 種類	種類
I	伊丹市南野	H28.11.10	70	67	61	55	52	46	11/5	第2中高	526.830	上り	ケタ	7.6	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	2.45
	明石市魚住町 金ヶ崎柳井	H28.10.17	<u>72</u>	<u>71</u>	61	65	65	53	8/12	第1住居	574.500	下り	ラーメン	6.5	スラブ	直型+ ラムダ	2.70
	加古郡播磨町 野添	H28.7.6	69	67	63	54	45	40	10/10	第1住居	580.580	下り	ラーメン	7.8	バラスト	直型+ ラムダ	2.45
	加古川市尾上町 長田	H28.11.1	<u>71</u>	70	67	65	60	46	9/11	第1住居	585.300	下り	ラーメン	9.8	バラスト	直型	2.45
	高砂市松陽	H28.12.16	<u>73</u>	70	67	62	58	52	11/9	第1住居	591.000	下り	ラーメン	6.8	バラスト	直型	2.45
	揖保郡太子町 東南	H28.10.4	<u>72</u>	<u>71</u>	* 68	63	56	* 51	10/10	第1中高	611.050	上り	ラーメン	7.8	バラスト	直型	1.75
	たつの市揖保町 西構	H28.10.14	<u>72</u>	<u>71</u>	<u>71</u>	62	54	48	10/10	調整	614.480	上り	ラーメン	8.4	バラスト	直型 吸音板 あり	2.25
	相生市那波野	H28.12.7	<u>71</u>	70	65	61	57	47	12/8	第1住居	619.440	下り	ラーメン	7.5	バラスト	直型+ ラムダ 吸音板 あり	1.95
	赤穂市真殿門前	H28.9.27	<u>72</u>	70	65	55	55	48	8/12	調整	629.140	下り	ラーメン	10.5	バラスト	直型+ ラムダ	2.45

- * : 53m地点での測定結果
 (備考) 1. 騒音の環境基準地域類型Iは主として住居の用に供される地域で基準値は70dB以下である。
 2. 騒音の基準値超過にはアンダーラインを示した。
 3. 振動の指針値は70dB以下である。
 4. 兵庫県実施分のみ記載。

表12 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況

人の健康の保護に関する項目の環境基準達成状況

水 域 別 項 目	河 川			海 域			湖 沼		
	m/n	a/b	適合率 (%)	m/n	a/b	適合率 (%)	m/n	a/b	適合率 (%)
カドミウム	0 / 459	0 / 159	100	0 / 100	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
全シアン	0 / 476	0 / 199	100	0 / 100	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
鉛	0 / 539	0 / 172	100	0 / 107	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
六価クロム	0 / 513	0 / 199	100	0 / 100	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
砒素	11 / 500	1 / 173	99.4	0 / 107	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
総水銀	0 / 405	0 / 158	100	0 / 93	0 / 41	100	0 / 8	0 / 1	100
アルキル水銀	0 / 169	0 / 74	100	0 / 40	0 / 22	100	-	-	-
P C B	0 / 179	0 / 120	100	0 / 44	0 / 38	100	0 / 4	0 / 1	100
ジクロロメタン	0 / 314	0 / 135	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
四塩化炭素	0 / 306	0 / 133	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
1,2-ジクロロエタン	0 / 306	0 / 133	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1-ジクロロエチレン	0 / 306	0 / 133	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
トリス(1,2-ジクロロエチル)	0 / 306	0 / 133	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1,1-トリクロロエタン	0 / 306	0 / 133	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
1,1,1,2-トリクロロエタン	0 / 306	0 / 133	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
トリクロロエチレン	0 / 310	0 / 133	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
テトラクロロエチレン	0 / 310	0 / 133	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
1,3-ジクロロベンゼン	0 / 299	0 / 134	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
チウラム	0 / 224	0 / 129	100	0 / 49	0 / 31	100	0 / 8	0 / 1	100
シマジン	0 / 224	0 / 129	100	0 / 49	0 / 31	100	0 / 8	0 / 1	100
チオベンカルブ	0 / 224	0 / 129	100	0 / 49	0 / 31	100	0 / 8	0 / 1	100
ベンゼン	0 / 307	0 / 136	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
セレン	0 / 395	0 / 158	100	0 / 85	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2 / 952	0 / 201	100	0 / 842	0 / 72	100	0 / 24	0 / 1	100
ふっ素	65 / 506	10 / 164	93.9	(海域には適用しない)			0 / 24	0 / 1	100
ほう素	0 / 337	0 / 132	100	(海域には適用しない)			0 / 8	0 / 1	100
1,4-ジオキサン	0 / 296	0 / 130	100	0 / 66	0 / 40	100	0 / 8	0 / 1	100
合 計	78 / 9,774	11 / 233	95.3	0 / 2,557	0 / 77	100	0 / 236	0 / 1	100

(備考) m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数
a: 環境基準不適合地点数 b: 全測定地点数
環境基準達成率 (%) = $\frac{b-a}{b} \times 100$

表13 河川、海域及び湖沼の環境基準達成状況等

(1) BOD又はCOD

①河川

水域名		環境基準			採水地点(市町名)	BOD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		18年度	26年度	27年度	28年度	
猪名川	上流	A(BOD2mg/L以下)	H21.3.31	イ	銀橋(川西市)	1.0	0.8	0.9	0.6	
					軍行橋(伊丹市)	0.9	0.8	0.8	0.7	
	下流(1)	B(BOD3mg/L以下)	H13.3.30	ロ	中園橋(尼崎市)	1.5	1.0	0.9	0.8	
					下流(2)	D(BOD8mg/L以下)	H13.3.30	イ	利倉橋(豊中市)	* 11
神崎川		B(BOD3mg/L以下)	H13.3.30	ロ	辰巳橋(尼崎市) (大阪市)	1.7	1.7	1.7	1.7	
庄下川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾浜大橋(尼崎市)	2.2	1.6	1.5	1.2	
昆陽川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	尾浜橋(尼崎市)	2.7	1.8	1.6	1.7	
武庫川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S45.9.1	イ	大橋(三田市)	0.9	0.7	0.6	0.7	
	中流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	イ	百間樋(宝塚市)	1.2	0.8	0.8	1.0	
	下流	C(BOD5mg/L以下)	S45.9.1	イ	甲武橋(尼崎市) (西宮市)	1.8	1.6	1.8	1.4	
夙川		C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	ハ	夙川橋(西宮市)	1.8	1.2	1.8	1.3	
福田川		E(BOD10mg/L以下)	S60.3.22	ロ	福田橋(神戸市)	1.7	2.4	2.3	2.1	
明石川	上流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	イ	上水源取水口(神戸市)	1.1	1.9	1.4	1.6	
	下流	C(BOD5mg/L以下)	S48.9.4	ロ	嘉永橋(明石市)	1.5	2.5	1.6	1.3	
伊川		C(BOD5mg/L以下)	S60.3.22	ロ	二越橋(神戸市)	1.5	1.6	1.6	1.7	
谷八木川		E(BOD10mg/L以下)	S60.3.22	ハ	谷八木橋(明石市)	3.5	5.5	2.8	3.1	
喜瀬川		D(BOD8mg/L以下)	H1.3.22	ハ	野添橋(播磨町)	5.7	2.0	2.8	2.9	
加古川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S45.9.1	イ	井原橋(丹波市)	0.8	0.6	0.5	< 0.5	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S45.9.1	ロ	板波橋(西脇市)	1.2	0.9	1.0	1.0	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S46.5.25	ロ	加古川橋(加古川市)	1.7	1.5	1.4	1.3	
志染川		B(BOD3mg/L以下)	S60.3.22	ロ	坂本橋(神戸市)	1.0	1.1	1.1	1.9	
別府川		C(BOD5mg/L以下)	H6.3.1	ハ	十五社橋(加古川市)	2.9	2.0	2.2	2.2	

水域名		環境基準			採水地点(市町名)	BOD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		18年度	26年度	27年度	28年度	
市川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.9.4	イ	神崎橋(福崎町)	1.9	0.8	0.8	0.6	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	ロ	仁豊野橋(姫路市)	1.0	1.5	1.2	0.6	
船場川	上流	B(BOD3mg/L以下)	H3.3.29	イ	工業用水取水点(姫路市)	1.1	1.3	1.1	0.8	
	下流	C(BOD5mg/L以下)	H3.3.29	イ	保城橋(姫路市)	1.4	0.9	1.0	1.0	
夢前川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.9.4	イ	加茂橋(姫路市)	3.1	2.2	2.7	1.3	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.9.4	イ	蒲田橋(姫路市)	0.9	1.1	1.0	1.0	
揖保川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S48.5.1	イ	京見橋(姫路市)	0.7	1.3	1.0	0.8	
					穴栗橋(穴栗市)	0.5	0.7	0.6	0.6	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S48.5.1	ハ	竜野橋(たつの市)	0.7	0.7	0.7	0.7	
千種川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S47.6.23	イ	王子橋(姫路市)	0.8	0.7	0.7	0.7	
					室橋(穴栗市)	0.9	0.6	0.6	< 0.5	
	下流	A(BOD2mg/L以下)	S47.6.23	イ	隈見橋(上郡町)	1.1	0.5	0.6	0.8	
円山川	上流	A(BOD2mg/L以下)	S49.3.5	ロ	坂越橋(赤穂市)	1.6	1.4	1.1	1.1	
					上小田橋(養父市)	0.9	0.8	0.8	0.6	
	下流	B(BOD3mg/L以下)	S49.3.5	イ	上ノ郷橋(豊岡市)	0.6	0.7	0.6	0.5	
竹野川		A(BOD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	立野大橋(豊岡市)	0.6	1.1	1.2	0.9	
佐津川		A(BOD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	竹野新橋(豊岡市)	< 0.5	0.5	0.7	0.5	
矢田川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	佐津川橋(香美町)	0.5	0.6	0.6	0.5	
	下流	A(BOD2mg/L以下)	S50.2.4	イ	細野橋(香美町)	< 0.5	0.5	< 0.5	< 0.5	
岸田川	上流	AA(BOD1mg/L以下)	S50.2.4	イ	油良橋(香美町)	< 0.5	0.7	0.6	< 0.5	
	下流	A(BOD2mg/L以下)	S50.2.4	イ	高橋(新温泉町)	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	
阪神地域諸河川	蓬川	—	—	—	清富橋(新温泉町)	0.8	0.6	0.7	0.8	
	野田川	—	—	—	琴浦橋(尼崎市)	2.1	1.2	1.6	1.7	
	住吉川	—	—	—	九郎橋上流(西宮市)	1.9	2.2	2.1	1.8	H18年度までは久寿川流末
	都賀川	—	—	—	住吉川橋(神戸市)	0.6	1.1	0.8	1.3	
	新湊川	—	—	—	昌平橋(神戸市)	1.0	1.4	1.2	1.6	
播磨地域河川	天川	—	—	—	南所橋(神戸市)	1.7	1.8	1.8	2.2	
	法華山谷川	—	—	—	日笠歩道橋(高砂市)	4.0	1.1	1.4	1.7	
	八家川	—	—	—	千鳥大橋(高砂市)	3.8	0.8	1.1	1.9	
淡路河川	洲本川	—	—	—	国道2号線ハバ下(姫路市)	1.7	1.3	1.2	1.0	
	三原川	—	—	—	大平橋(姫路市)	1.5	1.6	1.2	1.1	
淡路河川	洲本川	—	—	—	潮橋(洲本市)	3.7	1.2	1.4	1.4	
	三原川	—	—	—	脇田橋(南あわじ市)	3.0	1.8	2.2	2.3	

②海域

水域名		環境基準			採水地点	COD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		18年度	26年度	27年度	28年度	
大阪湾	大阪湾 (1)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	神戸市東部沖1	4.7	4.3	5.2	4.1	
					西宮市沖1	5.2	5.6	5.1	4.7	
	" (2)	B (COD 3mg/L以下)	S46. 12. 28	ロ	神戸市東部沖2	* 4.9	* 4.4	* 4.5	* 3.4	
					西宮市沖2	* 4.4	* 4.6	* 4.4	* 3.7	
	" (3)	A (COD 2mg/L以下)	S46. 12. 28	ハ	神戸市東部沖3	* 3.7	* 2.5	* 4.5	* 3.1	
	" (4)	A (COD 2mg/L以下)	S46. 12. 28	ロ	神戸市中央部沖	* 3.7	* 3.3	* 3.6	* 2.7	
					神戸市東部沖4	* 3.5	* 2.3	* 3.1	* 2.6	
	" (5)	A (COD 2mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	神戸市西部沖1	1.7	1.7	1.8	1.8	
					神戸市西部沖2	1.8	1.6	1.6	1.6	
		洲本港 (1)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	洲本内港内	2.2	1.8	1.9	2.1
	洲本港 (2)	B (COD 3mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	洲本外港内	2.1	1.8	2.2	1.9	
	津名港	C (COD 8mg/L以下)	S46. 12. 28	イ	津名港内	2.2	2.2	2.3	2.1	
	兵庫運河	C (COD 8mg/L以下)	S46. 12. 28	ロ	材木橋	4.4	3.0	3.4	3.3	
播磨灘	播磨海域 (1)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	明石港内	1.9	1.8	1.9	1.7	
	" (2)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	別府港内	3.1	3.2	3.8	3.5	
	" (3)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	ロ	高砂本港内	2.8	2.8	3.3	3.2	
	" (4)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	ロ	高砂西港港口先	2.8	2.5	2.9	3.0	
	" (5)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	大塩港内	3.4	3.7	3.7	4.1	
	" (6)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	東部工業港内	3.3	2.4	3.4	3.2	
	" (7)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	飾磨港内1	3.8	3.7	4.7	4.4	
	" (8)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	広畑港内	3.4	2.9	3.8	3.7	
	" (9)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	網干港内	3.5	2.9	3.4	4.0	
	" (10)	C (COD 8mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	材木港内	3.6	2.9	3.6	3.7	
	" (11)	B (COD 3mg/L以下)	S46. 5. 25	ロ	二見港沖	2.2	2.1	2.2	2.1	
					別府港沖	2.5	2.1	2.2	2.2	
					高砂西港沖	2.7	2.5	2.9	2.8	
				白浜沖	* 3.4	2.9	2.9	* 3.4		
				飾磨港沖	* 3.4	2.8	* 3.1	* 3.8		
				網干港沖	* 3.4	* 3.1	* 3.6	* 3.1		
" (12)	B (COD 3mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	明石港沖	1.8	1.7	1.8	1.7		
" (13)	A (COD 2mg/L以下)	S46. 5. 25	イ	明石林崎沖	* 2.1	1.8	1.7	1.8		
				別府港沖合	* 2.2	1.8	* 2.2	1.9		
				東部工業港沖合	* 2.8	* 2.5	* 2.8	* 2.6		

水域名		環境基準			採水地点	COD経年変化(単位mg/L)75%値				備考
		類型	類型指定年月日	達成期間		18年度	26年度	27年度	28年度	
播北 磨西	播磨灘 北西部海域	A(COD2mg/L以下)	S49.5.13	□	赤穂市中央部沖	* 2.6	* 2.5	* 2.3	* 2.4	
					赤穂市東部沖	* 2.7	* 2.5	* 2.4	* 2.5	
淡路 南部 島部 西部 海域	淡路島 西部南部海域	A(COD2mg/L以下)	S52.3.29	イ	淡路市浜沖	1.9	1.7	1.7	1.7	
					淡路市撫沖	1.9	1.7	1.8	1.7	
					南あわじ市慶野沖	2.0	1.7	1.8	1.9	
					南あわじ市鳥取沖	1.7	1.6	1.6	1.6	
					南あわじ市白崎沖	1.6	1.6	1.6	1.6	
山東 陰部 海岸 西部	山陰海岸 地先海域	A(COD2mg/L以下)	S51.1.23	イ	豊岡市津居山沖	1.3	1.3	1.6	1.5	
					豊岡市冠島沖	1.5	1.3	1.7	1.2	
					豊岡市浜須井沖	1.6	1.5	1.4	1.4	
					香美町無南垣沖	1.5	1.3	1.4	1.1	
					新温泉町鬼門崎沖	1.6	1.3	1.6	1.3	
	津居山港海域	B(COD3mg/L以下)	S51.1.23	イ	津居山港内	1.6	2.1	1.9	1.9	

③湖沼

水域名	環境基準			採水地点（市町名）	COD経年変化(単位mg/L) 75%値				備考
	類型	類型指定年月日	達成期間		18年度	26年度	27年度	28年度	
千苅水源池	A(COD 3mg/L以下)	S53.3.24	イ	取水塔前（神戸市）	2.8	* 3.6	* 3.3	* 3.1	

備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成を示す。

3 BOD、CODの経年変化欄の数字は、調査期間のn個の日間平均値を水質のよいものから並べた時、 $n \times 0.75$ 番目にくる数値を示す。

4 *印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

5 BOD：水中の汚濁物（有機物など）が微生物の働きによって分解される過程において消費される酸素量のこと、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、河川水などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

COD：水中の汚濁物（有機物など）を酸化剤で分解するときに消費される酸素量のこと、この数値が大きいほど水中の汚濁物が多いことを示し、海域などの汚濁の程度を示す代表的な指標とされている。

(2) 全窒素、全燐

① 海域

水 域 名	環 境 基 準				採水地点	水 域 内 年 平 均 値 (mg/L)								備 考
	類 型		類型指定 年 月 日	達成 期間		全 窒 素				全 燐				
						18年度	26年度	27年度	28年度	18年度	26年度	27年度	28年度	
大 阪 湾	大阪湾 (イ)	IV 全窒素 1 mg/L以下 全燐 0.09 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県2地点 大阪府3地点 全5地点 (兵庫県分のみ)	0.60 (0.64)	0.56 (0.44)	0.50 (0.41)	0.51 (0.42)	0.059 (0.071)	0.060 (0.051)	0.054 (0.040)	0.054 (0.045)	
	" (ロ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県3地点 大阪府4地点 全7地点 (兵庫県分のみ)	0.39 (0.45)	0.36 (0.33)	0.37 (0.37)	0.33 (0.31)	0.037 (0.044)	0.038 (0.038)	0.039 (0.038)	0.037 (0.035)	
	" (ハ)	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H7. 2. 28	イ	兵庫県5地点 大阪府5地点 全10地点 (兵庫県分のみ)	0.26 (0.26)	0.23 (0.18)	0.23 (0.19)	0.21 (0.17)	0.027 (0.028)	0.026 (0.023)	0.027 (0.024)	0.026 (0.023)	
播 磨 灘	播磨海域 (イ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 1 地点	0.21	0.19	0.15	0.17	0.025	0.024	0.021	0.024	
	" (ロ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 3 地点	0.26	0.21	0.19	0.20	0.029	0.024	0.023	0.026	
	" (ハ)	III 全窒素 0.6 mg/L以下 全燐 0.05 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 2 地点	0.32	0.32	0.38	0.33	0.034	0.033	0.036	0.034	
	" (ニ)	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 5 地点	0.24	0.17	0.17	0.17	0.027	0.023	0.023	0.024	
播磨灘北西部	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H9. 4. 28	イ	兵庫県3地点 岡山県3地点 全5地点 (兵庫県分のみ)	0.23 (0.22)	0.17 (0.15)	0.17 (0.15)	0.18 (0.15)	0.026 (0.025)	0.025 (0.023)	0.023 (0.021)	0.026 (0.023)	兵庫県と岡山 県で1地点重 複して測定	
淡路島西部南部	II 全窒素 0.3 mg/L以下 全燐 0.03 mg/L以下	H8. 6. 4	イ	全 5 地点	0.20	0.15	0.14	0.14	0.023	0.020	0.021	0.021		

②湖沼

水域名	環境基準			採水地点（市町名）	年平均値 (mg/L)				備考
	類型	類型指定 年月日	達成 期間		全 燐				
					18年度	26年度	27年度	28年度	
千 苧 水 源 池	II 全燐 0.01 mg/L以下 (暫定目標、32年度まで適用) 全燐 0.019 mg/L以下	H14.4.30	二	取水塔前（神戸市）	* 0.026	* 0.020	* 0.022	* 0.026	

備考 1 環境基準の類型とは、自然環境保全、水道水、工業用水等、水の利用目的の適応性を考慮し、維持達成すべきことが望ましい水質をランク付けしたものである。

2 暫定目標とは、環境基準の達成期間内における達成が困難と考えられる水域における暫定的な目標値を示す。

3 環境基準の達成期間「イ」は直ちに達成、「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるを示す。

4 年平均値とは、水域内測定地点の表層の平均値である。

5 *印は、測定値が環境基準非達成のものを示す。

表14 地下水質の状況（調査区分別総括表、環境基準超過の状況）

（1）地下水質調査機関別測定地点数総括表（概況調査）

調査種別	概況調査																			
	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		小計①	
測定地点数	2		35		9		20		7		5		12		7		5		102	
区分	総地点数		超過地点数		総地点数		超過地点数		総地点数		超過地点数		総地点数		超過地点数		総地点数		超過地点数	
項目	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
カドミウム	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
全シアン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
鉛	—	—	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	99	0
六価クロム	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
砒素	—	—	34	0	9	0	20	2	7	0	5	0	12	0	5	0	4	0	96	2
総水銀	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
アルキル水銀	—	—	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	—	—	7	0	5	0	88	0
PCB	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
ジクロロメタン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
四塩化炭素	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
塩化ビニルモノマー	1	0	35	0	9	0	20	0	5	0	5	0	12	0	5	0	5	0	97	0
1,2-ジクロロエタン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	100	0
1,1-ジクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	20	0	5	0	5	0	12	0	4	0	5	0	96	0
1,2-ジクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	20	0	5	0	5	0	12	0	4	0	5	0	96	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	35	0	9	0	20	0	5	0	5	0	12	0	4	0	5	0	96	0
1,1,2-トリクロロエタン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	1	5	0	101	1
トリクロロエチレン	1	0	35	0	9	1	20	0	5	0	5	0	12	0	4	0	5	0	96	1
テトラクロロエチレン	1	0	35	0	9	0	20	0	5	0	5	0	12	0	4	0	5	0	96	0
1,3-ジクロロプロペン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
チウラム	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
シマジン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
チオベンカルブ	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
ベンゼン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
セレン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
硝酸・亜硝酸性窒素	2	0	34	1	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	6	0	5	0	100	1
ふっ素	1	0	34	0	9	0	20	0	7	0	5	0	11	0	6	0	4	0	97	0
ほう素	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	4	0	100	0
1,4-ジオキサン	1	0	35	0	9	0	20	0	7	0	5	0	12	0	7	0	5	0	101	0
合計	2	0	35	1	9	1	20	2	7	0	5	0	12	0	7	1	5	0	102	5

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

(2) 地下水質調査機関別測定地点数総括表(継続監視調査)

調査種別	継続監視調査																				合計 ①+②					
	国土交通省		兵庫県		神戸市		姫路市		尼崎市		明石市		西宮市		加古川市		宝塚市		太子町				小計②			
測定地点数	2		45		4		16		3		10		23		16		5		8		132		234			
項目	区分		総地点数		超過地点数		総地点数		超過地点数																	
	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数	総地点数	超過地点数
鉛	1	0	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	6	0	-	-	-	-	13	4	112	4		
砒素	2	1	2	2	2	2	8	6	-	-	-	-	3	2	8	3	2	1	-	-	27	17	123	19		
四塩化炭素	-	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	102	0		
塩化ビニルモノマー	-	-	30	0	-	-	-	-	3	1	10	1	22	1	2	0	-	-	-	-	67	3	164	3		
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	0	-	-	2	0	-	-	-	-	12	0	112	0		
1,1-ジクロロエチレン	-	-	30	0	-	-	4	0	3	0	10	0	22	0	9	0	-	-	-	-	78	0	174	0		
1,2-ジクロロエチレン	-	-	30	2	1	0	4	1	3	0	10	1	22	2	9	1	-	-	-	-	79	7	175	7		
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	30	0	-	-	-	-	3	0	10	0	2	0	9	0	-	-	6	0	60	0	156	0		
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	0	4	0	-	-	-	-	-	-	14	0	115	1		
トリクロロエチレン	-	-	30	1	1	0	4	1	3	0	10	4	22	1	9	1	-	-	8	0	87	8	183	9		
テトラクロロエチレン	-	-	30	6	1	1	3	1	3	1	10	3	22	2	9	1	-	-	8	0	86	15	182	15		
硝酸・亜硝酸性窒素	-	-	10	4	1	0	4	2	-	-	-	-	2	1	3	0	-	-	-	-	20	7	120	8		
ふっ素	-	-	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	12	12	3	1	5	2	-	-	24	19	121	19		
ほう素	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	3	2	103	2		
合計	2	1	45	19	4	6	16	11	3	2	10	9	23	23	16	7	5	4	8	0	132	82	234	87		

※ 超過地点数の合計は、各項目超過地点数の延べ数である。

(3) 概況調査で平成28年度に新たに環境基準を超過した地点

市町名	地区名	メッシュ番号	物質名	検出値(mg/l)
神戸市	中央区磯上通	0418	トリクロロエチレン	0.12
姫路市	相野	1014	砒素	0.011
姫路市	飾磨区西浜町二丁目	0975	砒素	0.033
加古川市	尾上町長田	0643	1,1,2-トリクロロエタン	0.023
洲本市	五色町鮎原	3343	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	11

<参考>

平成28年度継続監視調査実施市町(地区数)

神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
4	13	2	3	21	1	1
伊丹市	豊岡市	加古川市	宝塚市	三木市	高砂市	小野市
4	2	7	4	4	2	1
加西市	南あわじ市	朝来市	淡路市	宍粟市	加東市	たつの市
2	2	1	4	1	3	4
猪名川町	稲美町	播磨町	市川町	太子町		
1	1	1	1	6		

26 市町
96 地区

表15 ダイオキシン類調査結果（大気）

	大気中濃度 (pg-TEQ/m ³)																	
	8月	2月	28年度 年平均値	27年度 年平均値	26年度 年平均値	25年度 年平均値	24年度 年平均値	23年度 年平均値	22年度 年平均値	21年度 年平均値	20年度 年平均値	19年度 年平均値	18年度 年平均値	17年度 年平均値	16年度 年平均値	15年度 年平均値	14年度 年平均値	13年度 年平均値
芦屋市 山手小学校 ※1	-	-	-	-	-	-	0.012	-	0.020	-	0.013	0.026	0.022	0.010	0.040	0.018	0.051	0.039
伊丹市 消防局 ※2	-	-	-	0.018	0.027	0.015	0.14	0.095	0.063	0.036	0.013	0.024	0.061	0.018	0.074	0.041	0.059	0.39
宝塚市 よりあいひろば	-	-	-	-	-	-	-	0.016	-	0.015	-	0.023	0.020	0.014	0.027	0.023	0.045	0.065
川西市 市保健センター	-	-	-	-	-	-	-	0.014	-	0.014	-	0.022	0.024	0.026	0.033	0.040	0.068	0.060
三田市 市役所測定局	-	-	-	-	-	-	0.012	-	0.012	-	0.017	-	0.020	0.027	0.027	0.023	0.033	0.079
高砂市 市役所測定局	-	-	-	-	0.033	0.031	0.025	0.034	0.036	0.026	0.022	0.037	0.043	0.062	0.076	0.069	0.092	0.12
播磨町 町役場測定局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.037	0.030	0.054	0.070	0.049	0.072	0.13
三木市 市役所	-	-	-	-	-	-	0.016	-	-	-	-	0.035	0.031	0.045	0.037	0.047	0.10	0.089
西脇市 西脇市役所 ※3	-	-	-	0.015	-	0.015	0.014	0.017	0.017	0.024	0.013	0.020	0.025	0.019	0.040	0.047	0.040	0.062
たつの市 市役所測定局	-	-	-	0.020	-	0.020	0.032	0.025	0.023	0.025	0.024	0.030	0.031	0.031	0.059	0.051	0.046	0.054
赤穂市 市役所測定局	0.012	0.012	0.012	-	-	-	-	-	-	0.016	-	0.024	0.033	0.027	0.039	0.055	0.048	0.059
太子町 町役場測定局	-	-	-	-	-	-	-	-	0.026	-	-	0.036	0.035	0.034	0.048	0.053	0.046	0.099
宍粟市 山崎市民局	-	-	-	-	-	-	-	0.013	-	-	0.019	-	0.021	0.027	0.027	0.040	0.037	0.066
豊岡市 豊岡総合庁舎	-	-	-	-	0.015	0.0067	0.0087	0.013	0.015	0.010	0.010	0.015	0.013	0.014	0.048	0.022	0.028	0.041
丹波市 柏原総合庁舎測定局	0.0084	0.0066	0.0075	-	0.012	0.029	0.0088	0.010	0.010	0.0090	0.010	0.013	0.011	0.024	0.015	0.021	0.025	0.044
洲本市 洲本総合庁舎	-	-	-	0.014	-	0.010	0.015	0.023	0.030	0.014	0.026	0.027	0.021	0.045	0.086	0.041	0.071	0.15
年平均値の平均値			0.0098	0.017	0.022	0.018	0.028	0.025	0.025	0.019	0.017	0.026	0.028	0.030	0.047	0.040	0.054	0.097

※1 平成13年度までは、山手小学校校舎建て替えのため朝日ヶ丘小学校で測定。

※2 平成13年度までは、伊丹市役所で測定。

※3 平成21年度までは、西脇市保健福祉公社(旧 西脇健康福祉事務所)で測定。

※4 兵庫県実施分のみ記載。

注1) 各異性体実測定量下限値:0.01~0.05 pg/m³、検出下限値未滿は検出下限値の1/2で算出。

毒性等価係数WHO-TEFは平成17年度まではTEF(1998)、平成18年度からはTEF(2006)を使用。

注2) 平成14年度からサンプリング期間が1週間となっている。

【参考】平成27年度 ダイオキシン全国環境調査結果(単位:pg-TEQ/m³)

環境媒体	最小値	最大値	平均値
大気(660地点)	0.0042	0.49	0.021

表16 ダイオキシン類調査結果(河川)

水域名	地点名	所在市町	ダイオキシン類	
			水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
別府川	十五社橋	加古川市	0.82	1.5
法華山谷川	千鳥大橋	高砂市	0.72	0.73

※ 兵庫県実施分のみ記載。

表17 ダイオキシン類調査結果(海域)

水域名	地点名	ダイオキシン類	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
大阪湾	津名港内	0.16	7.6
日本海	津居山港内	0.17	0.22

※ 兵庫県実施分のみ記載。

【参考】

平成27年度 ダイオキシン全国環境調査結果(環境省及び国土交通省実施)

水質・底質のダイオキシン類濃度

環境媒体	最小値	最大値
公共用水域 水質 (地点数 1,491)	0.011	4.9
公共用水域 底質 (地点数 1,232)	0.059	1,100

(水質 : pg-TEQ/L、底質 : pg-TEQ/g)

1 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年5月環境庁告示第 25 号、ただし二酸化窒素については昭和 53 年7月告示、ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンについては平成9年2月告示、ジクロロメタンについては平成 13 年4月告示、微小粒子状物質については平成 21 年9月告示)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する重量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

- [備考] 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10µm以下のものをいう。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。
 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5µmの粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2)水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正平成28年3月30日環境省告示第37号)

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L以下	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8 mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c)(注 [◎] 第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml 以下	1 千種川上流(千種町室橋から上流) 2 岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点より上流) 3 矢田川上流(秋岡橋より上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	1 猪名川上流(箕面川合流点より上流) 2 武庫川上流(三田市大橋より上流) 3 加古川上流(篠山川合流点より上流) 4 市川上流(仁豊野橋より上流) 5 夢前川上流(蒲田橋より上流) 6 揖保川上流(林田川合流点より上流) 7 千種川下流(千種町室橋から下流) 8 円山川上流(出石川合流点より上流) 9 岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点より下流) 10 矢田川下流(秋岡橋より下流) 11 竹野川(全域) 12 佐津川(全域)
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下	1 猪名川下流(1)(箕面川合流点より下流及び藻 川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。) 2 神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 3 武庫川中流(三田市大橋より仁川合流点まで) 4 明石川上流(伊川合流点より上流) 5 加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 6 加古川下流(山陽線鉄橋より下流) 7 市川下流(仁豊野橋より潮止えん堤まで) 8 夢前川下流(蒲田橋より潮止えん堤まで) 9 揖保川下流(林田川合流点より下流) 10 円山川下流(出石川合流点から港大橋まで) 11 志染川(吞吐ダム上流端から上流) 12 船場川上流(保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1 武庫川下流(仁川合流点より下流) 2 明石川下流(伊川合流点より下流) 3 伊川(伊川と明石川との合流点から上流の伊川本 流) 4 庄下川(本流全域) 5 昆陽川(本流全域) 6 夙川(本流全域) 7 船場川下流(保城橋から下流) 8 別府川(本流全域)
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	1 猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで) 2 喜瀬川(本流全域)

E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/L 以上	—	1 福田川(本流全域) 2 谷八木川(本流全域)
測定方法	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した 4 段階(試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN /100ml 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以 下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	千苅水源池 (千苅ダムのえん堤 及びこれに接続す る陸岸に囲まれた 水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—	—

測定方法	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苺水源池(千苺ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域) ただし、全窒素の項目の基準値を除く。 暫定目標(平成32年度)全燐0.019 mg/L
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

- 備考
- 1 基準値は、年間平均値とする。
 - 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 - 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上

生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

イ 海域
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100ml 以下	検出され ないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格17に定める 方法(ただし、B 類型の工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の利 水点における測 定方法はアルカ リ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得 られる方法	最確数に よる定量 法	付表14に 掲げる方 法	

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

2 アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$$\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2 \text{ S}_2 \text{ O}_3 \times 1000 / 50$$

(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)
 (b): 蒸留水について行った空試験値(ml)
 f Na₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度
 (イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域 (二) 淡路島西部・南部海域
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾(ロ) 播磨海域 (イ)(ロ)(ハ)
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾(イ)
測定方法		規格45.4又は、45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及び その塩
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生 生物の産卵場(繁殖場)又 は幼稚子の生育場として特 に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水 生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が 生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸 素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保 全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を 保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生 生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消 する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は 付表 13 に掲げる方法
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水 器を用いる。		

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第31号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下

塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正平成28年3月29日環境省告示第30号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。

四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
塩化ビニルモノマー	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

(5) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年9月環境庁告示第 64 号、最終改正平成 24 年3月 30 日環境省告示第 54 号)

地域の 類 型	基 準 値		各類型を当てはめる地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	都道府県知事が指定する地域 (市の区域内は、市長が指定)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	
C	60デシベル以下	50デシベル以下	

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 - 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 - 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 - 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては、45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。	

* 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによる。

(6) 自動車騒音に係る要請限度

(平成12年3月総理府令第15号、最終改正平成23年11月30日環境省令第32号)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
	1 a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65デシベル
2 a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
3 b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル

備考 a区域、b区域及びc区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

ただし、上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルの範囲をいう。)に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

(7) 道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年11月総理府令第58号、最終改正平成23年11月30日環境省令第32号)

時間の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 2 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

(8) 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月環境庁告示第154号、最終改正平成19年12月17日環境省告示第114号)

地域の類型		基準値
I	専ら住居の用に供される地域	57デシベル以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	62デシベル以下

※参考 平成25年3月31日まで

地域の類型		基準値 (単位WECPNL)
I	専ら住居の用に供される地域	70以下
II	上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下

(9) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和50年7月環境庁告示第46号、最終改正平成12年12月14日環境庁告示第78号)

地域の類型		基準値
I	主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
II	商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

(10) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年12月環境庁告示第68号、最終改正平成21年3月31日環境省告示第11号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	<p>土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。 		

- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 4 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壤については適用しない。

(参考)

用語解説

1 環境基準

「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である。

「環境基本法」に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、地下水の水質汚濁、土壌の汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音について環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

2 大気汚染、自動車公害関係

(1) 大気汚染に係る環境基準の長期的評価、短期的評価

- ①長期的評価：環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間98%値、2%除外値がある。
- ②短期的評価：環境基準値と1時間値又は1日平均値とを比較して評価。浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び光化学オキシダントの環境基準への適否について行う際に使用。

(2) 二酸化硫黄（SO₂）

硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭や重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が硫酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。硫酸化物のうち二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨原因物質である。

(3) 二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物（NO_x）は空気中で物が燃えると必ず発生する。窒素（N）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、これが酸素（O）と結合して、一酸化窒素（NO）が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるため、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO₂）となる。

(4) 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10μm（マイクロメートル）以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によるものもある。排出されたとき既に粒子としての性状を持つ一次粒子と、排出時にガス状であった化学物質が大気中の光化学反応等により粒子化する二次生成粒子として分類される。

(5) 微小粒子状物質（PM_{2.5}：Particulate Matter 2.5）

大気中の粒子状物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル）以下のものをいう。粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

(6) 光化学オキシダント（O_x）

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。

(7) 一酸化炭素（CO）

炭素又は炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、あるいは炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生ずる無色、無臭の気体である。自動車の排気ガスに含まれて大気中へ排出される。

(8) 有害大気汚染物質

大気汚染防止法で、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義しており、ベンゼンなど 22 の物質が優先取組物質とされている。

(9) ベンゼン

ベンゼンは、化学工業製品の合成原料、溶剤、抽出剤等広い用途がある。また、ガソリン中にも含まれる。人に対して発ガン性を示す物質と評価されており、白血病を起こすと考えられている。主な発生源は、ベンゼンの製造施設、使用施設、保管施設の他に、コークス炉、自動車等である。

(10) トリクロロエチレン

トリクロロエチレンは、金属機械部品の脱脂洗浄剤、一般溶剤、塗料、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発ガン性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等との関連性が報告されている。主な発生源は、トリクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(11) テトラクロロエチレン

テトラクロロエチレンは、ドライクリーニング用洗浄剤として用いられるとともに、プラスチック等の脱脂洗浄剤、一般溶剤のほか、有機合成中間体など広い用途がある。人に対して発ガン性を示す可能性の高い物質と評価され、肝がん等発ガン性が示唆されている。主な発生源はテトラクロロエチレンの製造施設、貯蔵施設のほか、溶媒、洗浄剤として使用する施設である。

(12) ジクロロメタン

ジクロロメタンは、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤など広い用途がある。人に対する発ガン性については、可能性を完全には除去できないが、可能性は小さいとされている。非発ガン影響としては、中枢神経に対する麻酔作用がある。

(13) 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、これらを取り込んだとみられる pH の低い（酸性度の強い）雨のこと。酸性雨により、湖沼や河川の酸性化、森林への影響などが懸念されている。

(14) アスベスト

アスベストは、石綿（いしわた、せきめん）とも呼ばれ、天然に産する繊維状水和性けい酸塩鉱物の総称。代表的なものとしてはクリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）及びアモサイト（茶石綿）がある。空気中に浮遊するアスベストを吸い込んで発生する健康被害としては、肺がんや悪性中皮腫があるが、アスベスト繊維を含んだ水を飲んだりしても、障害は発生しないとされている。

(15) 要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づく環境省令で定める自動車騒音・振動の限度。市町村長は、この限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、公安委員会に対し措置を執るべきことを要請できる。

(16) W E C P N L (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

航空機騒音の大きさをあらかず単位（いわゆる「うるささ指数」）。航空機騒音のピークレベルのパワー平均値と時間帯別の航空機の機数を基にして算出される。例えば夜間時間帯の航空機の機数は、昼間の10倍の重み付けをして算出される。

(17) L_{den} (エルデン)

航空機騒音の大きさをあらかず単位。騒音の総暴露量をエネルギー積分により評価する。(W E C P N L では騒音継続時間を20秒と仮定して算出していたが、実際の継続時間による積分算出

に変更。) 1回の騒音に対する暴露量に、夕方は5 dB、夜間は10dBを加え、1日のエネルギーを加算し求めた総騒音暴露量を24時間で平均したものの。

(18) d B (デシベル)

音や振動の大きさの単位で、測定した音(振動)のエネルギーの量を基準となるエネルギー量で除したものの対数で表される。エネルギー量が2倍になれば3 d B、10倍になれば10 d B、100倍になれば20 d B増加する。

3 水質汚濁関係

(1) 生物化学的酸素要求量 (BOD: Biochemical Oxygen Demand)

河川の汚れの度合いを示す指標で、河川水中の汚濁物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量を mg/Lで表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(2) 化学的酸素要求量 (COD: Chemical Oxygen Demand)

海水や湖水の汚れの度合いを示す指標で、海水や湖水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/Lで表したものの。数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多いことを示す。

(3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち硝酸性塩のこと。窒素肥料や家畜の糞尿、工場廃水に含まれる窒素が、環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と、中間生成物の亜硝酸性窒素がある。

(4) 全窒素、全磷

全窒素とは無機態窒素及び有機態窒素の総量、全磷とは無機態磷(磷酸態磷)及び有機態磷の総量をいう。窒素及び磷は一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域等の生態系維持に必要な元素で、海域等の生態系のバランスの維持にあたり必要な一要素であると考えられている。

(5) 富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。

4 ダイオキシン類関係

(1) ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)という化学物質をあわせたものを「ダイオキシン類」と呼ぶ。

これらは、炭素(C)、水素(H)、塩素(Cl)からできており、それぞれの分子の結合の仕方によって、多くの異性体が存在する。このうち、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが最も毒性が強い。

(2) 毒性等量 (TEQ: Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類には多くの異性体が存在し、異性体毎に毒性が大きく異なるため、最も毒性の強いダイオキシン(2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)の毒性を1とし、各異性体の毒性等価係数(TEF: Toxicity Equivalency Factor)に各異性体の濃度をかけて表したものの。